特261-883
*1200800284227*
特261
883
44

始

# 史字攷一巻

# 聖字攷一巻

癸酉春日　字書

特26
882

學倉篇第九巻　目次

◈史字攷


第一章、—史字を疑へる先人の異論……一
其一、……王國維の「釋史」を讀む、……一
中字古文異形分類、二—一五
其二、……車字古文……一七
第二章、—周代建國の大法は堯より傳はる、……三五
其一、……周代史官の職掌、……三五
其二、……周代遷都作邑の實況、……四三
其三、……殷代に於ける遷都と立泉作邑、……五七
其四、……堯代に於ける史官、……六五
第三章—黄帝以降堯に至る歴代の天測、（倉頡造字）……六七
既字古形……八五
即字古形……八六
溉字古形……八八
卿字古形（卿、饗、嚮、鼎、響）九三
第四章、—史官天下の文字を統一す、……九五
第五章、—史字異文を攷究して史事の字形に及ぶ……一〇九
史字又一異形……一一〇
陽照三、不覆九圖、
甲圖……一一二
乙圖……一一四
丙圖……一一五
事字古形……一一六
第六章、—結語（説文の史字解と後世の史職）……一一九


學倉篇第十巻　目次

◈聖字攷—附聽字—


其一、……聖字の許説と諸家の見解、……一
段氏説……一
王氏説……一
朱氏説……二
桂氏説……三
其二、……殷周に於ける聖聽二字を觀察して字の本義に及ぶ、……一〇
其三、……聖聽二字形體變遷系統表……一七


# 學倉篇第九巻


學蒼　葛城理平


## ◈史字攷

### 第一章、—史字を疑へる先人の異論。

#### 其一……王國維の『釋史』を讀む。

史字の古形は、殷周を通じて史に作り、中を又るに从へり。从ふ所の中は、前巻詳に之を攷證して、中正中庸の中なることを明かにし、且つ其字形は、測天の圖法より出でたる文字なることを論斷したり。然らば則ち、史は中を又るの字なること既に明白にして、復た言を費すの要なきに似たり。然れども此史字たるや、史官、歴史、史書の字にして、上代史官の職務に關係し、東洋上代の文化と、其淵源に、重大なる交渉を有するものなるが故に、之を字形に照し、之を文獻に徵し、以て其起原を究め、其沿革を明かにせざる可か

らざるを以て、輕々に之を論斷し去るべきにあらず。況んや從來、中字及び史字に亙りて幾多の異論あり、紛糾解き難きもののあるに於てをや。

今先輩の異論を通覽するに、近時の英才王國維の所論最も細密にして、所見また先人と異り、更に一の新案を加ふ、認めて衆説を代表すと做すに足れり。今之に愚見を加へて左に掲ぐ。

【觀堂集林巻第六釋史】說文解字『史、記事者也、从又持中、中正也。』 此許注は完全とも思はれねど、誤りには非ず、讀者前巻中字の解義を取りて史字を一考せば明瞭ならん。 愚謂ふ、事亦史に从へり。 其字、古文、篆文、並作 、从中。(原注)秦泰山刻石、御史大夫之史、說文大小徐二本、皆如此作。案古文中正之字作

諸形、而伯仲之仲、作中、無作中者、唯篆文始作中。此前提既に誤謬あり、次の所説を掲げて後、審に之を辨ずべし。王氏次ぎに曰く。

且中正無形之物德、非可手持、然則史所从之中、果何物乎、と、是れ實に泰西人の口吻なり。王氏豈知らずや、持久、持重、操持等の語あることを、是等は果して手持の義と解すべきものなりや、中は正也、中を取り中を持し、正を取り正を持す、豈不可能の事ならんや。蓋し王氏の所見は、中を以て物體と為すにあり、故に不用意に先づ此語を為せるなり。且つ王氏明敏なりと雖も、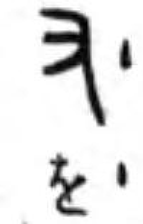を以て人の手とのみ解し、未だ鳥迹を段り、以て無形の手の活能を示したるの義を覺らず、故にまた隨ひて無形の手は何物をも把握し能ふことを悟らず、故に此言を為せるなり。近代の學者皆此誤解あり、豈唯獨り王氏のみならんや。

そはさて措き、以上王氏の説は、凡そ中字に三形あることを云へり。今之を分別するに

(1) 其義を中正とす。

(2) 其義を伯仲の仲となす。

(3) 即ち史字从ふ所の中にして、特殊の形と見做し、之を單獨の中字に用ひて、中正の中となすことは、篆文に至りて始めて行はれたるものにて、古文には此事なし。

王氏の見解は右の如し、故に氏は曰く『篆文始作中』と。按ずるに前の三説

は羅氏振玉に出づるなり。（王氏小學を羅氏に受く。）羅氏の【增訂殷虛書契考釋】に、中中中の類形を掲げて曰く、説文解字中、古文作中、籀文作中、古金文及卜辭皆作中、或作中、或作中、斿或在左、或在右、斿蓋因風而左右偃也、無作中者、斿不能同時既偃於左、又偃於右矣、又卜辭凡中正字皆作中、从口从丨、伯仲字作中、無斿形、史字所从之中、作中、三形判然、不淆混、惟中丁之中、曾見作中者、乃偶用假字也。

とあり、即ち王氏の説に同じ。唯篆文始めて中に作ると云はず、王氏に至りて之を言へるなり。

今(1)の説を按ずるに、二氏並びに中中を以て中正の字と為せり、然も其根據を明示せず。蓋し古金文に、中廷の中は必ず中（及び其類形）に作り、一も中に作るものなし、依つて二氏は等しく中廷の中を以て、中正の中と考へ、是れ必ず中正の字なりと推定したるものと察せらる。殊に王氏に至りては、中字从ふ所の中字を解して、他の物形と為し（下に詳也）また中は伯仲の字なること明かなるを以て、勢い中正の字は中なりと斷定せざる能はざりしものにて、中の字形と字義に渉りて、必ず中正の字なりとする、確據あるには非ざるなり。然るに此字は羅氏も既に言へる如く、旗斿の形あり、且つ金文には中廷の字とし用いたり、故に高田氏は、其著【古籀篇】に中を隷釋して㫃中に作り、左の如く言へり。

## 㫃中

中尊、拓本、　按篆法嚴正、筆力勇偉、此殷人手法之眞面目、而如此字形大者、所希見也、又按凡周器、立中廷字同此、……因謂㫃中或亦中廷專義字、周礼司常、凡祭祀各建其旗、會同賓客亦如之、置旌門、中廷固有立旗、為恒常事也、故字从㫃从中、中亦聲、此為至當、後人以中為之、經傳中字專行、而㫃中字廢矣、㫃中字亦當與中通耳。

之を卜辭に考ふるに、略左の如し。

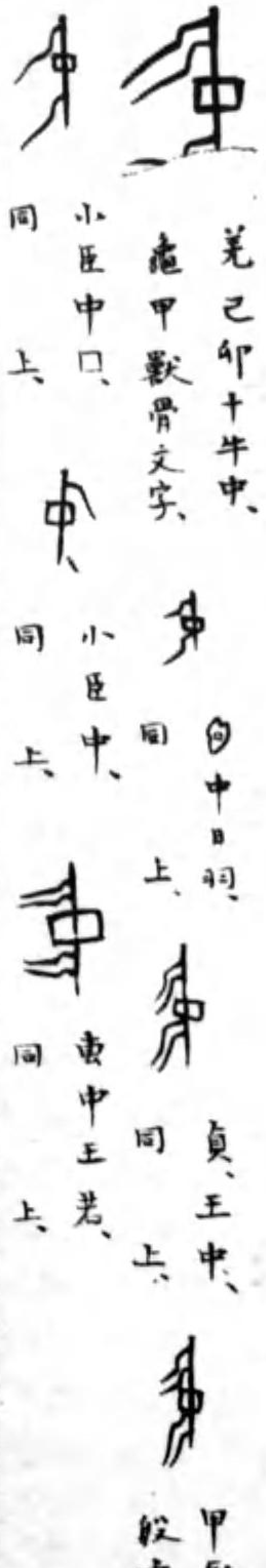

羌己卯十牛中、龜甲獸骨文字、
小臣中口、同上、
小臣中、同上、
白中日嗣、同上、
貞、王中、同上、
叀中王若、同上、
甲辰王中、殷虛書契

【補】左の二文
牧敦銘
亦中廷の中

文辭簡にして、其義明かならざれど、中正の義には非ず。又之を金文に考ふるに、中廷の字とし用ふるもの甚だ多し。

頌敦 中廷、頌鼎 同、文 同、同別器、克鼎 亘中廷、盂鼎 中廷、趞鼎 中廷、寰伯盤 中廷、

右の如きは皆明かに中廷の字として用ひたるものなり。而して或は人名とし用ひ、又は鐘銘、或は金名とし用ひたるものあり。左の如し。

南宮中鼎、薛氏、同上 嘯堂、同上、一器二文、叡中 鐘、中文丁 壺、父辛 中爵、鄭子鐘、中縣且揚、中白壺



右の如くなれば、 を以て中廷專義の字となせる高田氏の說には、遽に從ひ難きものあり。

然るに此 の从ふ所の中を中に作れるものあり、左の如し

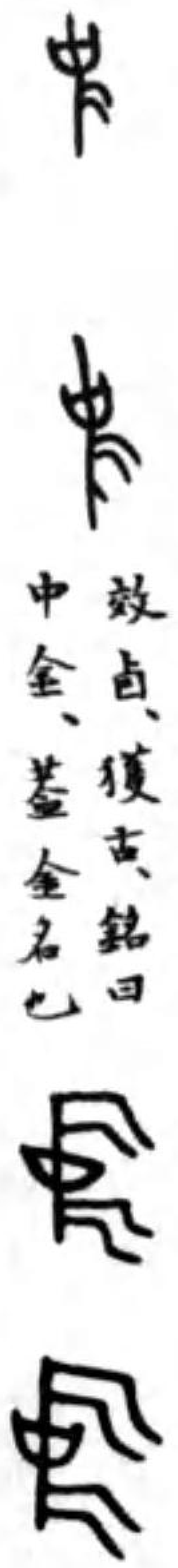

敦卣、攈古、銘曰 中金、蓋金名也

南宮鼎、攈古、人名、前頁の薛氏及嘯堂と異范

右の中、攈古の南宮鼎は、前揭の薛氏及び嘯堂の南宮中鼎にして、同文異范のものなり。而して彼は に作りて中に从ひ、此は に作りて中に从へり。是れ明かに中と中との通用なることを證するものなり。而して字形の通用は、既に多くの前例によりて知らるゝ如く、其意義に於ても通用して相ひ戻らざるものあるべきは略之を察し得べし。

以上 の用例を案ずるに、此類を以て、必ず中正の專義ありと為す、何等の確據をも見出す能はざるなり。

此一類の特徴なる⺄⺄に就きては、羅氏は之を旗游の形なりとし、高田氏は一歩を進めて、中廷樹つる所の旗形なりとす。余は別に一説あり、然れども此字午字に關係なく、且つ別に拙著異字攷一卷ありて、之を詳考せり、故に卑見は之に讓り、茲には省けり。(同書は犧倉中に加へ公刊の豫定なれば

遠からず讀者の批正をもふに至るべし。

さて次の(2)、中を伯仲の仲と為すものは、羅氏謂ふ、

【殷虚書契考釋】中（巻一第八葉）中（同上）中（同上）中（同上）中（同上）

これ皆中丁、即ち仲丁の中字なることと注意

此伯仲之仲、古伯仲但作白中、然與中正之中非一字、（原注）説見前中字注。後人加人以示別、許書列之人部、者非初形矣。

と。此説は、卜辭に仲丁の仲を、皆前掲の如く、中或は中に作り、中若くは中を用ひしものなし、故に羅氏は之を伯仲の仲の專用字なりと考へたるなり。然も其字形に就きては説ある莫し。

今熟、此類の字形を按ずるに、此類中更に分ちて三形を得べし。左の如し

《1》中 《2》中 《3》中

上形は次の(2)の形と共に恒見の例なれば、出處は省く。

殷虚書契前編巻一、第八葉表、四版中、左方上版の中丁二字中に作る、即ち上形是なり、同左方下版の中丁略同じ。同右方下版の中丁中口に作る、此れも亦た略、同作と見るべし。同葉裏右方上版の中丁中口に作れり、皆同作意なり。考釋所引精ならず。

《1》の○は天圜の象にして、《2》の口は地方の象なり。而して此の天圜地方



の中央を貫通する丨は即ち午字第三形にして、説文の所謂上下通コンなるもの、是即ち今語の所謂子午線なることは既に屢、述べたるところなり。然らば此中中は中と共に皆以て中正の中たるを得べし。而して史字の必ず中に从へる所以は後に詳かなり。而して其第(3)形の一類に至りては、先人皆此形あることに心附かず、或は看過して逸脱し、然らざるも一瞥して中或は中の如く速斷し、誤寫して以て中中の一類に加へり。然れども仔細に之を觀るに、是れ明かに二箇の鳥跡を以て作り、上は午(午)に从ひ、下は屮(中即ち徹)に从へるものなり。是れ則ち天地の中を測度正定するの象にして、また中正の文字なることと明瞭なるものなり。

然らば則ち中中中の三形は、其象を異にすれど、其義は異ならず、是れ既に擧けたる多くの古文に見ゆる例に等しく、當に同字異文となすべきなり。而して此三形は任意に通用せられて仲丁の名に使用し、或は中口或は中口と書せらる、後人之を仲丁と書し、人旁を加ふ、即ち伯仲の仲字なり、故に羅氏は此一類を目して伯仲の中字なりと言へるなり。然れども

是等の中字固より伯仲の義あるにあらず、便宜により段借應用し、以て伯仲の字としたるのみ、蓋し慣用久しくして、自ら是等の一類を仲字に用ひ、他を使用せざる例となりしものなるべし、而して後に人旁を附し、以て專用の字を分ちたることは勿論なり。斯の如きも亦多くの同例ありて何等怪しむべきことにあらざるは言ふまでもなきことならん。

されば羅、王、二氏の説は、其用例を指摘したるに止まり、之を以て文字の原義を定むるかの如く言ひ做したるは、聊ら首肯し難きところなり。

### (3) 中

羅、王、二氏は謂ふ『史字从ふところの中は中に作る』と、此説は略、之を得たり、然も亦た例外あり、故に當に『……多く中に作る』といふべかりしなり。今之を卜辭金文に徴するに左の如し。

史字を有すろ卜辭の一例
鐵雲藏龜百八十三葉

釋文 左讀 → 御史 乙卯卜自(師)

釋文 右讀 ← 乙卯卜自(師) 御史

父乙角、古籀補、吳氏云、兩手執簡形、とこれ執簡說の初見なり、後に詳なり。

右は皆金文なるが、之を卜辭と對比すれば、殷周に亘りて書法も結構も多く異なることなきを知らん。

【補】先人皆謂ふ、游形ある中字中に作るものなしと、史䣄の史字によれば此見解また完全ならず。

姬鼎、

乙亥彝、

又金文、史字類形甚だ多ければ、略同じきものは之を省き、以下異形のものを揭ぐ。

史䣄、

。此字は前の且乙卣と共に、ㅂをㅂに作れり、これ二個の鳥迹ㄴ亅を合し、以てㅂ形を作れるなり、故に此の如し、又右方に⺄を添へたり、是れ中に意を通はせたるなり。

毋壬尊、

格白敦、

。此字下形を⺄に作れり、即ち⺄（卩＝節）也、人の跪坐して敬恭の意したる形なり、寅みて測天に從事するの意を寓したるのみならず、更に諦視するに是れ中＝忠卩＝節、二字合文なり、妙言ふ可からず。

。格白敦には史字五文あり、而して他の四文は恒見の形にして、他器と多く異ならずと見ゆ、然るに此一文は上の如く作れり、この異文は稀覯のものなるが、他に例なきにあらず、次揭即ち是なり。

史賓餅、古籀篇

史頌簠、攈古、

。此字は字形よりすれば即ち說文の史（音ソウ）なり、然るに上揭三文其銘意よりすれば即ち史字なり。

此字形字義に就きては、本書巻三、第四章に於て、夾字と轉注を試み、以て古訓を一考せり、然るに此字史と通用するものは、天測の屮を𠬛るは中を𠬛ると其義相ひ等しければなり、由つて揉ずるに史下に解する說文の訓及び引ける詩語の義は實はこの史字、即ち天測の一轉義なりしなり、されば史はもと史字の異文なりしを、後分別して、その轉義たる桃の訓ある文字として用ひられたること始めて明となれり。本書巻三の彼の條と參照あれ。

右の如く仔細に觀るときは、中字三形の外、更に中の一形を見出し得べし、又た史字从ふ所の中は中に作ることの說なれど、必ずしも然らざることは、左の如きものあるによりて知り得べし。

史孫盤、攷古、

此史字上形は中に作らずして中に作れり。此中は則ち二氏が伯仲の仲と為す所の字にして、而して余が中中義近く、通用すと為す所のものなり。此字以て愚說の左證たるべし。又左の如きものあり。

卜辭、龜甲獸骨文字、巻二ノ一二、

是によりて中字又一形あることを知る、其字𠁩或は中に作る、說文用字𠁩に作る、其說に曰く、可施行也、从卜、从中、衞宏說と。郭氏汗簡巻上之一に中字中に作りて曰く衞宏字說と、即ち說文に同じ。知るべし此衞宏の說なるものは是れ實に遠く殷代に受くる所ありし古傳なりしことを。此中串串等の字は果し

て何い形なるや、審かに周字考に見ゆ、今は省く。されば更に一形を加ふ、先輩中字三形の説、今訂して當に五形と為さゞる可からざるなり。

(4) 篆文始作中。

此説は最も非なり。左に掲ぐる如く、金文卜辭を通じて獨體の中字あり、增訂殷虚書契考釋、簠室殷契類纂、古籀篇、並に之を掲ぐ

【增訂殷虚書契考釋】中 羅氏は此象簡冊形、史事等字从之、非中正字、詳前史字注と云ひたれど是に非ず。そは下に詳なり。但し此中字は同書增訂前のもの、即ち王氏と共に編著したるときは、二氏並びに此中字あるに心附かず、故に王氏彼の説を立てたるなり、蓋し後には王氏も此一條は、自説の當らざりしことを悟りたることならん。

また此の中字の獨體を蒐集したるものは、高田氏の【古籀篇】最も精詳なり、左に本論に必要なる字形を摘出すれば左の如し。

中 厲孟姫匜、鬱華、

中 叔𢦏敦、奇觚、

中

中 格中尊、據古、

中 楷田鼎、據古、

中

中 龜版 唐氏

中 同上、劉本、

中 同上、同上



中 中鼎、陶齋、

中 中孫父鼎、抄本、

中 父癸爵、據古、 ○上ノ中字口を凵に作りたるは二箇の鳥跡もて作りたるなり。

右の如く、殷周を通じて中中並び行はれたること明かなり。されば『篆文始めて中に作る』となせるは非なり。王氏の前提既に謬れり。且つ以下字形を解説するに至り、更に謬りを重ぬと雖も、後段に至りて大に傾聴すべきものあり、故に煩を厭はず秒出し、之に私見を加ふべし。王氏次ぎて曰く、

呉氏大澂曰『史象手執簡形』然中與簡形殊不類。江氏永周禮疑義擧要云『凡官府簿書謂之中、故諸官言治中受中、小司寇斷庶民獄訟之中、皆謂簿書、猶今之案巻也。』此中字本義、(江氏の如き大儒にして、中字の本義に通ぜざること斯の如し、中を簡冊簿書と解して、如何にして書、詩、論、禮に見ゆる、中庸中道を解せんや)故掌文書者謂之史、(史は天文を司るの官にして、而して文字は史官の手に成れるなり、故に兼ねて文書を司れるなり。然るに後世の史、文書に没頭して、次第に天文に遠ざかり、遂に司書の官となり畢りぬ。近代の學者之を察せず、只管に史官を以て文書の官とのみ思へり、故に史字を解するにも、唯是れにのみ牽引し、强解せんとするの傾向あり、其結果は中字を解するに簡冊簿書を以てし、中道の聖訓を忘却するに至れり。後段之を詳述すべけれど、看る人先づ其心もて讀むべし。然らば以下の引く所に随處破綻あることを見出し得べし。)其字从又从中、又者右手、以手持簿書也。吏字事字皆有中字、天有司中星、後

世有治中之官、皆取此義。　江氏以中為簿書、較呉氏以中為簡者得之。（原注）簡為一簡、簿書需衆簡。則顧簿書何以云中、亦不能得其説。（以上にて先人の史字を解せる異論（許説に對する）の主とするものは盡きたり、而して以上の所論は王氏の之を首肯せんと欲する所なれども、然も中の形簿書簡冊に類せず、故に以下更に新案を出し、以て之を解釋せんとするなり。）案周禮大史職、凡射事、飾中舍筭。大射儀（儀禮）司射命釋獲者設中、大史釋獲小臣師執中先首坐設之、東面退、大史實八筭于中、横委其餘于中西、又釋獲者坐取中之八筭、改實八筭、興執而俟、乃射、若中則釋獲者毎一个釋一筭（中略）此即大史職所云飾中舍筭之事、是中者盛筭之器也、中之制度、鄉射記云鹿中（髤赤黒き漆なり）、髤前足跪、鑿背容八筭、釋筭者奉之先首。又云君國中射則皮樹中（皮樹は獸名なりと）、於郊則閭中（閭も亦た獸名なり）、於竟則虎中、大夫兕中、士鹿中、是周時中制皆作獸形、有首有足、鑿背容八筭、亦與中字形不類、余疑中作獸形者乃周末彌文之制、其初當如中形、而於中之上横鑿空以立筭、達下横、其中央一直乃所以持之、且可建之於他器者也、

先輩が中字の正解を得んと欲して苦心せること斯の如し、然も苦心の極、王氏の明敏を以てして、遂に牽強爰に至れり。若し果して中字は盛筭の器形にして且つ王氏の想像するが如き制ならば、其字に の如きものあるべきは必然なり、由来古文には同字異文甚だ多し、例へば車字の如き

の如く省略せられ、其制甚だ明瞭を缺きたるものあれど

の如きは左記の卜辭文と共に、上代の車制略、察し得べし。

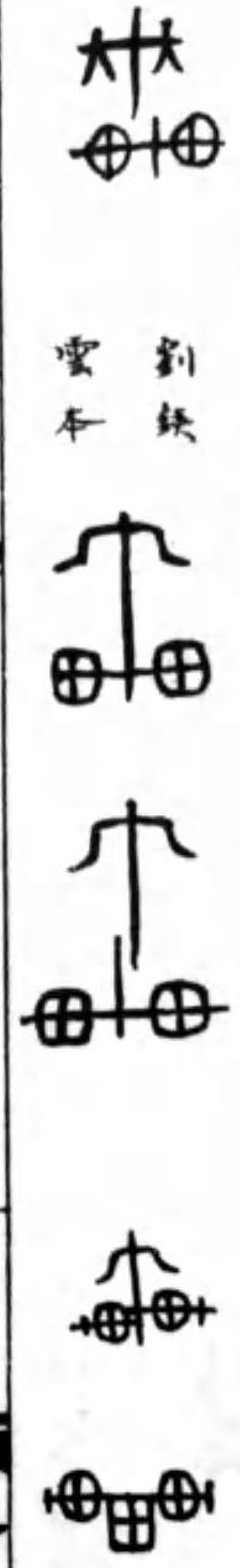

また

井侯尊、亞鼎、車旦丁爵、古籀篇引、寅簋、仲衆尊、立旗觚、牧敦、父乙卣、日辛尊、

の如きは、次に引く所と共に、車制次第に明白なり、父甲彜の文に至りては其制最も明詳なり、故に高田氏は古籀篇に之を引きて古制を詳述せり、

車　觚

右の(一)(二)(三)(四)(五)(六)(七)は高田氏の考なり、今其字象に附記對照せしめて看者に便にせり。



また巧みに省略せられたる形には左の如きものあり。

孔作父癸鼎、古籀篇引拓本、

右は其一例に過ぎざれど、其他鼎、鬲、壺、尊等（後に掲ぐる所を參照すべし）の如き、凡そ純然たる器物の象形文字（器物の文字中には、他の象形の相似たるものを段借し、之を應用したるもののあることは、既に述べ、且つ後にも其例を擧ぐべきが、此の如きは其趣自ら異なるものあることを注意すべし。）は其物形最も明白なるもの有り。此の車字の例にても知り得べきが如く、古への筆者は、その物象を明瞭ならしめんが為めには、筆畫の繁を避けずして、精密に描寫したるもの多きを察すべし。されば器物の象形文字は、其多くの異文を採取網羅して對照研究を試みなば、殆んど目睹するが如く明白に古制を知り得べし。然るに此中字は中

の異形あり、また史字に於ても既掲の如き異文ありて、其の取る所の中字もまた必ずしも中の一體のみにあらざることは既に詳述したる所の如し。抑も卜辭彜銘を通じて、中及び史字甚だ多し、是等多數の文字中に、若し

の如き中字、又は

の如き史字あるありて、王

氏之に據りて此説を為さば、或は稍其論容を整ふを得べきか、然も古史字中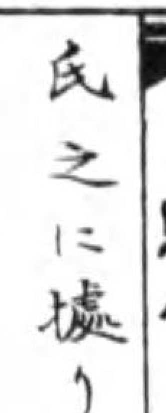の異文あるに至りては遂に言塞がり辭窮するの外なかるべし。

王氏次ぎに曰く、

考古者簡與筭為一物……古筭筴二字往往互用……筭筴同物……射時舍筭、既為史事、而他事用筭者、亦史之所掌、筭與簡策本是一物、又皆為史之所執、則盛筭之中、蓋亦用以盛簡、簡之多者、自當編之為篇、若數在十簡左右者、盛之中、其用較便。

と、王氏迂曲して筭簡一物となし、遂に中を以て簡を盛るの器と為せり、若し果して此説の如くならば、愈、 に作れる史字なかるべからず、又、既に簡を編みたる簿書を取ることも史の職掌なれば、其字寧ろ篇を取るの象に从ひ に作るを優れりとせざる可からず、然るに篇著の全きを取らず、十簡左右の斷片を盛る所の、然もその容器のみを取るの象に从ひて其字を造れるは如何なる理由ぞや。

……故當時簿書、亦謂之中、周禮天府、凡官府郷州及都鄙之治中受而藏之、小司寇、以三刺斷民獄獄訟之中、又登中于天府、郷士、遂士、方士、獄訟成士師受中、楚語、左執鬼中、蓋均謂此物也。

若し果して王氏の見解の如くならば、凡そ此等は、皆未だ篇を為さゞる斷簡を器中に挿み、或は之を天府に登し、或は官府に受くるものと為すなり。斷訟の士は錯簡を病むべく、之を藏するとき必ず散佚の虞あらん、且つ夫れ此の如くんば、若し簡一篇を成さば既に中と名くべからざるに似たり。事實に適せざる考察なり。余竊に按ずるに、射筭を盛るの器名を中といふ、蓋し命中の祝語に取れるなり。又官府の簿書、之を中と呼ぶ、蓋し正中不偏の義に取れるなり、二物各異なれり、而して偶、其名を一にしたるのみ。射筭の制は今知る可からずと雖も、簡と一物となすは恐らくは當らず、簡は則ち書寫の具なり、適當の面積を要することは勿論にして、其制は彼の敦煌發堀の木簡によりて略察し得べし。筭は叚りに王氏の推測の如く、簡に類する形なりとするも、簡の如き面積を必要とせず、唯算數の用に供する具なれば、自ら其用に適する如く製せられたるべく、或は今の筮竹の如くならん歟。王氏中字の解に困し

み、偶、同名異物を混じ、遂に官府の簿書を目して、篇をなさゞる斷簡にして、射算と等しきもの丶如く見做すの過誤に陷りたるは、蓋し千慮の一失ならん。

然則史字、从又持中、義為持書之人。

中の字形は天測の圖法にして、天の正中を測定する法則なることは、前巻既に詳考したる所なり。而して天測は史官の職掌なり、然るに近儒之を忘れたるもの丶如く、只管史官を以て司書の職とのみ思へり、（このこと後に詳なり）故に呉氏は中を以て簡形とし、江氏は中を簿書の形となせり、然れども其形類せざるより遂に王氏の説とはなりしなり。

與尹之从又持丨者（原注）象筆形同意矣。丨を以て筆形なりとす、これも亦た非なり。本書既に尹字を掲出し詳説したれば再び言はず。○王氏の所論此下になほ二十數行ありて前掲の説を強調しあれど煩はしければ省けり。

凡そ學者、字形の解き難きありて、之を決し得ざるときは、轉々反側して彼を思ひ此を想ふ、困學の極或は誤りて此の如きに至る。余も亦た曾て屢、此苦辛を嘗め、今後もなほ之れあるべき所なり、然も皆一に學に忠なるの餘に出づ、其得失喜憂豈に自他の別あらんや、今茲に之を擧げて他の失を明にする



注中の手字

は余の忍びざる所なり、然れども氏の學名は高く、其所論は天下の視聽を集中するの力あり、故に氏の所論と雖も、時に誤りあることを明にせざれば、文字の學為に昧晦せられんとするの虞れあり、これその忍びさるを忍び、敢て茲に之を論ずる所以なり、讀者諒焉。

王氏中の字形を論ずる一條は、遂に從ふ可からずと雖も、氏の本論下半に至り、漸く氏の面目を發揮し來り、傾聽すべきもの尠からず。曰く

史、為掌書之官、（として天文を司ること をいはざるは如何にや、）自古為要職、殷商以前、其官之尊卑、雖不可知、然大小官名及職事之名、多由史出、則史之位尊地要、可知矣、說文解字、事、職也、从史之省聲、又吏、治人者也、从一、从史、史亦聲、然殷人卜辭、皆以史為事、是尚無事字也、周初之器、如毛公鼎、番生敦二器、卿事作事、大史作史、始別為二字、然毛公鼎之事作事、小子師敦之卿事作事、師寰敦之嗇事作事、从中上有斿、又（手）持之、亦史之繁文、或省作事、皆所以微與史之本字相別、其實猶是一字也、古之官名多由史出、殷周間王室執政之官、經傳作卿士、（原注）書牧誓、是以為大夫卿士、洪範、謀及卿士、又卿士惟月、顧命、卿士邦君、詩商頌、降于卿士、是殷周間已有卿士之稱而毛公鼎、小子師敦、番生敦、作

原本予に作れり、誤植なるべし、

卿事、殷虚卜辭作卿史（原注）殷虚書契前編卷二、第二十三葉、又卷四、第二十一葉是卿士本名史也、又天子諸侯之執政稱御事、（原注抄）書牧誓我友邦冢君御事、大誥猷大誥爾多邦越爾御事、又肆余告我友邦君越尹氏庶士御事、酒誥……召誥……事、又……洛誥……文侯之命……並稱、蓋謂諸侯之執政者也」としたるは少しく誤れり、是等の御事、中には執政者を指すが如く見ゆるもあれど、召誥洛誥の御事は明に測天の事を指せる語なり、このことは前巻に於て詳述したる所にて明瞭なり、されば、この御事は職名にはあらず、また事字の既に周初に出でたることは王氏も認めたる如くなれば書の原本も固より事字を用いたりと察し得べし。而殷虚卜辭則稱御史（原注）殷虚書契前編卷四、第二十八葉○此卜辭には正しく御史の二字はあれど、卜辭の文意、果して職名なりや、又或は天測の事を記したるものなるや、實は未だ明かならず。是御事亦名史也、又古之六卿、書甘誓謂之六事、司徒司馬司空、詩小雅謂之三事、又謂之三有事、春秋左氏傳謂之三吏、此皆大官之稱事若吏、即稱史者也、書酒誥有正有事、又茲乃允惟王正事之臣、立政立政立事、正與事對文、長官謂之正、若政、庶官謂之事、此庶官之稱事、即稱史者也、史之本義、為持書之人（此五字非也、史の史たる所以は本と天測にあるなり、王氏古義を索めて古義却つて晦し。）引伸而為大官及庶官之稱、又引伸而為職事之稱、其後三者各需專字、於是史吏事三字、於小篆中截然有別、持書者謂之史、治人者謂之吏、職事謂之事、此蓋出於秦漢之際（余按ずるに春秋戰國ならんか、）而詩書之文、尚不甚區別、由上文徵引者知之矣。



王氏の說は史字の根元に於て之を誤り、また處々見解を異にし從い難き點もあれど、史、吏、事、は本唯一字にして、殷代にありては史の一字なりしことを指摘したるは卓見にして易ふ可らざる確說なり。抑も氏以前に於ては、吏事の二字は本來同字なること、多くの學者之を論じ、既に定說となりしものなれど、遂に之を史の一字に歸したるは、氏を以て始めとすべし。

按ずるに古の史は測天の官なり（後に詳論あり）、其字中を又とす、即ち職なり、說文事下に曰く職也と。又、中なる者は正なり、方なり、時なり、曆なり、用いて民人を治むべし、說文吏下に曰く治人者也と。然らば則ち皆是れ史字の派生義に過ぎず。（又使字は鐘鼎文𢊁に作り未だ人に从はず、知るべし使は吏即ち事の一轉義に過ぎず、則ちまた吏事と同字なることを、故にまた知る使も史と同字なりしことを、）されば殷代に於ける史字は、或は字の如く史と讀み、或は讀みて事となし、或は吏となし、或は使となせるなり、是れ恰も又の一字を以て或は又となし、或は右となし、或は有となし、或は祐となすと同例なり。之を讀むものは、唯文意によりて字義を察し、以て疏通せしめしなり。其不便察すべし、故に次第に字形を小變し、各、其專義專用の字を制出せしことは王氏の言

の如くなり。

殷以前史之尊卑雖不可考、然卿事御事、均以史名、則史官之秩亦略可知、曲禮天子建天官先六大、曰大宰、大宗、大史、大祝、大士、大卜、典司六典注、此蓋殷時制大史與大宰同掌天官、固當在卿位矣、天子有日官、諸侯有日御、日官居卿以底日。

周禮大史注に大史日官也と、又日官日御歴數を典むる者と、又日官天子掌歴者、不在六卿之數、而位從卿、故言居卿也と、是なり。即ち史は測天造暦の官なり。此重職にあるが故に六大官に加へられ、周に至りて六官は少變し、六卿の數に在らずなりたれど、なほ之を優遇して、卿を以て待つの禮を受けしなり。然るに王氏、こゝに此明文を引きながら、史官を以て單に簿書をのみ掌る俗吏の如く説きたるは如何にぞや。

以日官為卿、或亦殷制、周則據春官序官、大史下大夫二人……小史中士八人……內史中大夫一人……外史上士四人……御史中士八人……其中官以大史為長（原注）鄭注、大史史官之長、或疑書酒誥稱大史友內史友、大戴禮記盛德篇云、大史內史左右手也、似大史內史各自為寮、不相統屬、且內史官在大史上、尤不得為大史之屬、然毛公鼎云、御事寮大史寮、番生敦云、御事大史寮、不言內史、蓋析言之則大史內史為二寮、合言之則為大史一寮、又周官長貳不問官之尊卑、如卿老以公、卿大夫以卿而為大司徒之屬、世婦以卿而為中大宗伯之屬、皆是、則內史為大史之屬亦不嫌也。愚曰く、毛公鼎の御事寮は御事寮の誤りなり、又番生敦の御事もまた卿事の誤、且つ其事字は或は士と釋す。秩以內史為尊、內史之官、雖在卿下、然其職之機要、除冢宰外、實為他卿所不及、自詩書彝器觀之、內史實執政之一人其職與後漢以後之尚書令、唐宋之中書舍人、翰林學士、明之大學士相當、蓋樞要之任也。此官周初謂之作冊、其長謂之尹氏、尹字从又持丨、象筆形、此字解の非なることとは既に前に述べたり、丨は説文に上下通なりと訓じ、之を筆形とすは、凡そ丨に从ふ所の他字に徹して通ぜざる説なり、是れ丨の午字なることに心附かず、且つ午字の本義を解せざるが故なり、本書を通讀せられたる讀者は既によく理解せられたるべし。說文所載尹之古文作𡰯、雖傳寫譌舛、未可盡信、然其下猶為聿形、可互證也、若此古文の下形果して聿形なりとせば、左右の雙手を以て筆を取ると為すか、誤し。持中為史、持筆為尹、並非也。作冊之名、亦與此意相會。

古の史官は天文を司どり兼ねて文字を制す、仍つて公文書を掌る、而して內史なるものは王の秘書役なり、周禮春官に『內史掌王之八枋之灋、以詔王治、一曰爵、二曰祿、三曰廢、四曰置、五曰殺、六曰生、七曰予、八曰奪』とあり、蓋し王の決裁によりて六大官各之に關與することヽ勿論爵、祿、廢、置、生、殺、予、奪の命令を發するなり。又『凡四方

之事書、内史讀之』とあり又『内史掌書王命、遂貳之』(鄭注副寫藏之)とあるにても察すべし。而して又『凡命諸侯及孤卿大夫、則策命之』とあり、此策命を作る即ち作冊なり、蓋し作冊の名は内史の異名にはあらずして、内史(若くは内史)の屬にして專ら策命を冊に書し且つ之を授くる者をいふなるべし。(このことは下に見ゆ)さてこの王の秘書役なる内史が、其長官にして司天作歴の重要なる職掌にある大史よりも、權勢上位にあるが如く見ゆるは、上記の如く常に王に近侍し、爵祿廢置生殺與奪の命を發する職にあるが故に、毅然たる大夫にあらざる限り、諸侯は勿論、卿大夫と雖も、之に阿附するに至るべく、聖王明君にあらざれば此弊害を防ぎ難かるべし、況んや周道次第に衰ふるや、此内史の一屬が漸次に權勢を張り來るは當然といふべく、且つ其大史の要職は、之に反して其爲す所は、無用の閑事業の如く見做さるゝに至りたるは必然なり。且つ夫れ一は爵祿廢置生殺與奪なる、歴史的大事を記録し、之を授達する職なれば、自ら諸種の記録にも、内史某、或は作冊某の名を傳存し、古書、古器名に顯著たるなり、されば後世に至り、其官名こそ變じたれど此内史の如き位置に在る職は、至大の權勢を



振ふに至りしことは察するに餘りあるべし、王氏之を察せず、上代にありても内史は大史以上の位置にありしものゝ如く言ひ做せるは、一は長官たる大史が、司天造暦の重職にあることを忘れ、──否寧ろ上代に於ける司天作暦が、如何に重要なる職務なりしかを忘れたるによる、──一は司書をのみ重視したる後世よりの誤れる見解に陷れるが故に外ならざるなり。

試詳證之、書洛誥、王命作冊逸祝冊、又作冊逸告、作冊二字、僞孔傳以王爲冊書釋之、顧命、命作冊度、傳亦以命史爲作書法度釋之、孫氏詒讓、周官正義、始云、尹逸蓋爲内史、以其所掌職事言之、謂之作冊、(原注)古籀拾遺、究白跋略同、始以作冊爲内史之異名、余以古書及古器證之、孫說是也、案書畢名序、康王命作冊畢、分居里、成周東郊、作畢命、(原注)史記周本紀、作康王命作冊畢公、蓋不知作冊爲官命、畢爲人名、而以畢公當之、爲僞古文畢公之所本、漢書律歴志引逸畢命豐刑、曰、王命作冊豐刑、逸周書嘗麥解、亦有作筴、此皆作冊一官之見於古書者、其見於古器者、則癸亥父己鼎云、王賞作冊豐貝、睘卣云、王姜命作冊睘安夷伯、吳尊蓋云、宰朏右、作冊吳入門、皆以作冊二字、冠於人名上、與書同例、而吳尊蓋之作冊吳、虎敦、牧敦、皆作内史吳、是作冊即内史之明證也、亦稱作冊

內史師𩛥敦、王呼作冊內史冊命師𩛥、克盨、王在周命作冊內史錫克鹵口口、亦稱作命內史、剌鼎、王呼作命內史冊命剌、是也。

此一條、內史を或は作冊と稱する故實に就きての考證は、明詳にして從ふ可し。唯其中作冊某とあるを皆必ず內史なりと見たるは如何にや、既に前にも言へる如く、內史の屬官もあることなれば、其命の輕重によりて、內史の自ら之に當れるもあるべく、或は屬官をして行はしめしこともあるべきは見易きことなり而して其作冊內史、作命內史とあるものもまた必ずしも內史自ら之に當りたるや否やも定め難く思はるゝなり。

內史之長、曰內史尹、亦曰作冊尹、王氏前に史字と尹字とを擧げ、史を持書の義とし、尹を執筆の義とす、而して爰には內史の長を尹といふといへり、これ前と照應して、尹の義に會意せしめんとするに似たり、然るに尹氏は王氏も下に述ぶる如く、內史の長官に尹氏ありしことは證徵ありて疑ひなき所なれど、そは內史の長に偶、尹氏ありたりといふ事實のみにて、內史長の官を尹と呼ぶにはあらず、則ち尹は氏にて官名にはあらず、このこともまた下に王氏自ら之を認めおれり、然るを其冒頭に上の如く、尹を以て內史の長たる官稱の如く云ひ做したるは如何にぞや、尹の稱果して內史の長たる官稱ならば、彼の執筆の字に會意すれど、然らざれば何の照應もなく、尹の字說も無用の辯に過ぎざるべし、王氏の意那邊にあるや疑ふ可し、元來尹字の解も、史字の說も並びに誤りて成れる論文なれば孰れにてもよきことなれど、後學の疑惑もあらんかとて斷くは記し置きたるなり、師克敦、王呼內史尹冊命師克、師晨鼎、王呼作冊尹冊命師晨、克敦、王受作冊尹者、（原注）段為諸字、愚謂ふ、上の受字讀みて授と為す、俾冊命克是也、亦單稱尹氏、詩大雅常武王謂尹氏、命程伯休父、頌鼎、寰盤、尹氏受王命書、克鼎、王呼尹氏冊命克、師嫠敦、王呼尹氏冊命師嫠是也、或稱命尹、（原注）古命令同字、命尹即令尹、楚正卿令尹之名蓋出於此、伊敦、王呼命尹執冊命伊、作冊、尹氏皆周禮內史之職、而尹氏為其長、其職在書王命與制祿命官與大師同秉國政、故詩小雅節南山曰、赫赫師尹、不平謂何、又曰、尹氏大師、維周之氐、秉國之均、詩人不欲斥王、故呼二執政者而告之、師與尹乃二官、與洪範之師尹惟日、魯語、百官之政事師尹同、非謂一人、而師其官、尹其氏也

此の條及び下につゞきて王氏の意未だ明かならざるものあり、王氏は尹を以て氏なりとせり、この氏なりとするの意は、姓氏の氏なりとの謂ひなるか、果して然らば前後に亙りて處々不通の所あり、若し尹を正なりと解し、氏は世襲の職に添ゆる語と解し、尹氏とは猶は大史氏、職方氏などいふがごときものと解し、王氏が擧げたる諸例中、內史の正たる尹氏もあれど、また諸官の正たる尹

氏もありと解せば皆疏通すべし。則ち凡そ尹氏とは、諸官の長にして、其職を世襲するものを指したる當時の熟語なりとすべし、されば王氏舉例の彝銘の尹氏は前後の文意より推して、之を内史の正と解するに異議なけれど、他の書詩等に見ゆる師尹の類（なほ下にもあり）をも盡く一律に之を内史なりとするは首肯し難きものあるなり。なほ下に言ふを見るべし。

書大誥、肆予告我友邦君越尹氏庶氏御事（この尹氏は即ち百官の長、而して獨り内史を指すにあらず、王氏之を引く其意如何、）多方誥爾四國多方越（各本惟に作る、王氏何に據りて越に作れるや不明）爾殷侯尹民、民當為氏字之誤也（民を氏の誤りと為す、蓋し然らん、而して尹氏は則ちまた内史には非ず、）尹氏在邦君殷侯之次、乃侯國之正卿、殷周之間已有此語、説詩者乃以詩之尹氏為大師之氏、當之不亦過乎、（此説また未だ詳ならず、）且春秋之尹氏、亦世掌其官、因以為氏耳（これ古例の傳はれるゝ）然則尹氏之號、本於内史（尤も非也）書之庶尹百尹、蓋推内史之名、以名之（爰に至りて愈非也、これ尹字を解したる前提既に非なれば也、）與卿事御事之推史之名以名之者同ど（史事の字は本と史字なれば、此一條は當に然り、唯之を尹字と同一例に説かんとするは斷じて非なり。）然則前古官名、多從史出、可以覘古時史之地位矣。（史より出づるもの豈官名のみならんや、凡そ史字は盡く史官の手に成れるなり、百物正名史ありて而して成れり、このこと後に詳なり。）



尹は當に于に作るべし、字の誤なり、之に由りて

王氏の説は、其前提たる史字及び尹字を誤解したれば（尹字の解は本書第七巻六十六頁に見へたり、参照）流石に氏の明透なる推論も、多くは誤謬に陷れるは是非なし。然も『前古官名、多從史出』と斷じたるは、未だ全からざるものありと雖も、略、上代史實の隱微を捜り獲たるに近し。そは次章に考究する所を見て知るべし。

【附記】王氏の此説の先驅をなせるものに羅氏の説あり、また之に關する高田氏の説あり、王氏の説と相竢ちて、並びに見るべきものなれば左に附記しおくべし。

【殷虛書契考釋】『事』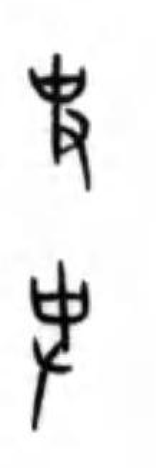

説文解字、事从史之省聲、古文作〓、卜辭事字从又持簡書、執事之象也、與史同字同意。

【又　】至殷之官制則有卿事

卿事亦見乙未敦、文曰乙未卿事錫小子〓貝二百、與卜辭同、毛公鼎及番生敦、亦皆有卿事、士古皆訓事、卿事即卿士也、詩商頌降予卿士、大雅百辟卿士、箋、卿士卿之有事也、又小雅皇父卿士、箋云、朋黨於朝皇父為之端首、兼擅

知る、前に王氏が引ける所も亦た予に作れり、是れ王氏此羅氏の文より採り、其誤を踏襲したるものなることを

羣職、故但目以卿士、云詩之卿士、即卿事、周官、六官之長皆曰卿、而鄭君謂卿士兼擅羣職、是卿士、即冢宰矣、周官雖無卿士之名、而屢見於詩及周初古金文、是周官實沿殷制矣。是曰く、史事は同字なり、而して事士と通ず、然らば則ち史士もまた通義あり、本書士字攷に詳なり。

【又　】有大史

周禮春官有大史、掌建邦之六典、亦掌大祭祀卜辭中、因卜祭而有大史之名、是殷之大史職掌、與周略同、周官實沿殷制矣、卜辭稱大史寮、周毛公鼎、番生敢、亦均有此語。

右は實に王氏の本づく所なるが、羅氏の所論中特に注意すべきは、周の禮制、之を多く殷に受け、而も甚だ異らざりしこと是なり。これ余も本書中屢言及する所なるが、殷に大史ありて周と異ならざる一事は尤も着目すべし、是れ余が次に述べんと欲する所と互證するに足る重要なる意義あるを以てなり。

又、右の史事士の通用に就きては、高田氏曰く、

【古籒篇】に羅氏の殷虚書契考釋を引きて此說精詳極佳、事字从史、因當以史為之、即前掲第二條



省文段借也、これ氏一流の段借說なり、說の當否は姑く措くべし、經傳又有以史為事者、如周禮條狼氏誓邦之大史曰殺、誓小史曰墨、王引之云、吏史形近致偽、鄭失之云是也、要周禮亦以史為事、鄭釋未察其段借耳、當以卜辭證周禮也、又士字有段借為事者、論語、雖執鞭之士、鹽鐵論貧富引作事、詩東山、勿士行枚、傳事也、管子君臣、官謀士、注事也、然士事互通用字、又士事史皆可並通矣。

と、これ亦たよく三字通用の例を擧げたるものなり、唯史吏事の三字は、實は通用にはあらずして、元はたゞ史の一字なりしこと、羅王二氏の考證にて明白なるが、史事士の通用に至りては、單に音通のみにはあらずして、字義もまた通ずるが故なり、本書後に出づる士字考に詳なり。

## 第二章、――周代建國の大法は堯より傳はる。

### 其一、――周代史官の職掌、

上古天文を司る官職を史といふ。盛周迄の文字は史官之を製作統一したるなり。下に述ぶる所の外、本書を通じて之を證すべし、故にまた文書を掌る。このこと諸書に散見す

と雖も、其尤も明詳なるは周禮なり。

周禮に定むる所は、既に多くの變遷ありたる後を受けて成れりと考へらるゝ所なれど、仔細に之を玩味するに、尚は多く上古の遺制を存するものあり、今周禮に就きて史官の職を按ずるに、其長を大史といひ、小史ありて之が副官の役を爲し、馮相氏あり、本書第七巻、八十四頁に詳記せり、保章氏あり、

保章氏の職掌は馮相氏と異り、占星術を行ふなど、多分の迷信を含めり、其掌る所は殆んど史記天官書に載する所と相似たり。按ずるに司馬遷が家は、周の大史に出づと稱す、而して其傳ふる所は殆んど專ら保章氏の掌る所にして、大史及び馮相氏の家法を傳へず、是れ蓋し遷が父子の時、既に重要なる作歷圖法の書類を失ひ、偶ゝ纔に保章氏に屬する文書を傳へ、之に據りて史記の天官書を記述したるものなるべし。なほ後にも言ふべし。

此二氏は專ら天文に任じ、內史ありて王の秘書役を務め、外史ありて王の畿外の文書を司り、御史ありて天官冢宰を贊く。而して其長官たる大史の職掌を按ずるに、

【周禮、春官】大史、掌建邦之六典、以逆邦國之治、掌則、以逆官府之治、掌灋、以逆都鄙之治、〔鄭注〕大史日官也、春秋傳曰、天子有日官、諸侯有日御、日官居卿以底日、禮也、日御不失日、以授百官于朝、居猶處也、言建六典以處六卿之職、〔賈疏〕案鄭注與服不同服虔の注は既に引きたれば畧す服君之意、大史雖下大夫、使卿來居之治大史之職、與堯典云乃命羲和欽若昊天歷象日月星辰是卿掌歷數明、周掌歷數亦是日官、鄭意以五帝殊時、三王異世、文質不等故設官不同、五帝之時使卿掌歷數、至周使下大夫爲之、故云建六典處六卿之職以解之、

〔孫詒讓疏〕諦繹鄭意、蓋謂大史爵秩不過下大夫、而掌六典八法八則等大典令之籍、與大宰卿職掌略同、左傳居卿之言、即謂其爵卑職尊、非以卿居史職、其說自較服爲優、但以左氏文義審之、似究以杜注位從卿之說爲尤、蓋日官司天、朝位特尊、異之在六卿之次、若賈子新書保傅篇謂、史佚爲少師、大戴禮記、保傅篇、亦謂、史佚爲承而文王世子、孔疏引尚書大傳說、四鄰其爵視卿、或即史官居卿之義證與、これにて大史が日官にして、曆數を掌るもの、所謂司天の職なること、後の經文と相照して明かなるべし、且つ自是以前の上古にありては、史官は卿として待遇せられしが、周の時、既に次第に爵位を下されんとしつゝある傾向にありしことも亦た察し得べし。

凡辯灋者攷焉、不信者刑之、凡邦國都鄙及萬民之有約劑者藏焉、以貳六官、六官之所登、〔鄭注〕約劑、要盟之載辭、及券書也、貳猶副也 若約劑亂則辟灋、不信者刑之、

以上の經文にて、大史が文書を掌り、灋を辯ずるの職に重きを置けること察すべく、本書、前に研究したる堯時代の如く、義和を以て天文を司らしめ、卿を以て之を待遇したるとは、大に趣を異にして見ゆるに注意すべし、是れ則ち文字次第に滋生し、其利用發達するに伴ひて、官署に於て文書を用ふること次第に繁雜を加へ、漸次之に重さを置き、天文の如きは漸く閑職を以て見做さるゝに至りしが故なり、然れどもなほ後世の如くにはあらず。

正歲年、以序事、頒之于官府及都鄙、〔鄭注〕中數曰歲、朔數曰年、中朔大小不齊、正之以閏、若今時作曆日矣、定四時以次序、授民時之事、春秋傳曰、閏以正時、時以作事、事以厚生、生民之本、於是乎在、

とあり、これぞ實に上代政事の極致なれ、堯舜の政事なるものは、一に民を愛し、民に食を與へ、生を厚ふするを以て、帝王第一の天職と爲せるなり、蕩々たる王道は之を根本として行へるなり。是故に堯舜天道を尊崇し、曆を以て帝王の生命と一にせるなり、司天の職に在る史官の任、重きこと斯の如し。然るに後の史官、次第に文書に重きを置き、繁文縟禮の弊、既に周禮に萠せり、周の盛なるもこゝに在り、衰ふるも亦たこゝに在る乎。

頒告朔于邦國、〔鄭注〕天子頒朔于諸侯、諸侯藏之祖廟、至朔朝于廟、告而受行之、鄭司農云、頒讀爲班、班布也、以十二月朔布告天下諸侯、故春秋傳曰、不書日、官失之也、

とあり、この先鄭の注に左傳を引きたり、（この左傳の全文は本書第一巻以下所々に見えたり、參照）其文簡なれど其意深し。按ずるに周末に至り、史官の職は次第に文書に重きを置き、司天の重職を蔑如したれば、測天のことも次第に諸侯の手に移り、天子の日官たる大史も曆日を書せざる大失態あり、此時諸侯の日御職によりて、漸く曆日の失を補ひ得たりしなり、これ天子の實權次第に失はれ、作曆の重大事すら漸く諸侯の手に遷らんとしつゝある史實を引きたるにて、言外無量の感慨ありて妙なり。

閏月詔王居門終月、〔鄭注〕鄭司農云、月令十二月分在青陽明堂總章玄堂左右之位、唯閏月無所居、居於門、故於文王在門謂之閏、

古へは天子身を以て天に準し、春は青陽、本書亞字攷明堂圖參照、天子正月には青陽の左个、二月には中央の太廟、三月には青陽の右个にあり、以下之に準じて知るべし。夏は明堂、秋は總章、冬は玄堂に在りて、十有二月を終る、然るに閏月ある歲には、大史之を王に告げて、王を門中に在らしむるなり、故に閏の字は、王の門中に在るに从へるなり。許氏も周禮を引きて閏字を說きたり。左の如し、

【說文王部】閏 餘分之月、五歲再閏也、段注、戴先生原象曰、日循黃道右旋、絡乎赤道、而南北、凡三百六十五日小餘不滿四分日之一、日發斂一終、月道邪交乎黃道、凡二十七日小餘過日之半、月遂其道一終、日月之會、凡二十九日小餘過日之半、以起朔、凡三百五十四日有奇分、而近歲終、積其差數、置閏月、然後時序之從乎日行、發斂者以正、故堯典曰、朞三百有六旬有六日、以閏月正四時成歲、言六日者舉成數云々 告朔之禮、居宗廟、閏月居門中、从王在門中、周禮、閏月王居門中、終月也。

大祭祀與執事卜日、戒及宿之日 戒日は祭前十日、宿日は祭前三日をいふ 與羣執事讀禮書而協事、祭之日執書以次位常、辯事者攷焉、不信者誅之 誅責讓也 大會



同、朝覲以書協禮事、及將幣之日、執書以詔王 將送也

とあり。是に由りて之を觀るに、內史は主として人事に關する王の祕書なるが、其長官たる大史は主として神事に關する王の補佐役なり。これ則ち大史が天時を正す作曆の司なるが故に、自らまた兼て神事を掌れるものなり。是に由りてまた上代に於ける敬天尊神の道が、人事の上に超然として高く標置せられたる事實を見るべし。後ち次第に人事を掌る官職が實勢力を得るに至れるに反し、其上位に在りて天時祭神を司る官職が閑却せられ、次第に實勢力を失ふに至れるは自然の趨勢なりといふべし。されば王氏が內史を以て大史の上に位せるが如くに誤認したるは、後世よりの肌測にて、上古の實際に符合せざるものと思はるゝなり。さて經文は次ぎに曰く、

大師抱天時、與大師同車、〔鄭注〕鄭司農云、大出師、則大史主抱式、以知天時、處吉凶、史官主知天道、故國語曰、吾非瞽師焉知天道、春秋傳曰、楚有雲如衆赤烏夾日以飛、楚子使問諸周大史、大史主天道、玄謂瞽即大史、大師瞽官之長、

と。大師もまたよく律によりて中氣を察し、天時を知るなり、本書第三卷に引ける晏子春秋の條と參照すべし。周禮大師に「執同律以聽軍聲、而詔吉凶」とあり。以て大史の大師と同

車して軍陳に從ふ所以を知るべし。さて次にある一條こそは大史の最重大なる職務を定めたるものにて、而も實に史の名の由りて起れる淵源なりと見るべきものなり。そは、

**大遷國抱灋以前**

とあるもの是なり。此文僅かに七字に過ぎざれど、實に遷都の大法を定めたるものにて、大史の重大なる職責を明記したるものなり。則ち遷都—新邑を築くに當りては、大史先づ其地に赴き、地勢を察し、吉凶を卜し、司空をして彼の考工記の所謂匠人に命じ、臬を立てしめ、建國の大法たる辯方正位、體國經野の事を行ひ、以て民極を為るなり。故に

〔鄭注〕法、司空營國之法也、抱之以前、當先王至知諸位處

とあり。周禮に冬官を缺き司空職傳はらざれば、其詳は得て知る可からずと雖も、之を諸書に徵して、遷國作邑の法は、略、察し得べし。此鄭注は寔によき注なるが、孫氏之を解して

〔孫疏〕注云、法、司空營國之法也者、司空之官法也、今司空職亾、惟匠人營國　左祖右社　前朝後市之屬　是其遺法　大史蓋亦藏其貳、故大遷得抱之也　此大遷所抱、即營國之法……知非上文六典八法八則之法者、彼皆簡冊緐重　非大史所能抱也　云、抱之以前、當先王至知諸位處者　王未至　則大史先至　按法以定宮廟之位處也、

といへり。よく考へたるものなれど、未だ詳ならず。按ずるに周代に於ける遷都作邑のことを記せるものに書召誥あり、こは周禮制作の前にありしものにて、周禮の先蹤をなすものなり。次に之を攷究し、以て作邑の實際を攷ふべし。

其二、……周代遷都作邑の實況

按ずるに周禮大史が遷都に當り、王に先だちて携行するところの灋なるものは、蓋し其先蹤たる周の作雒の圖灋に則りたるものなるべし。其作雒の實況は、書召誥に見えたり。今之を考ふるに、

【書、召誥】本文は大書し、注解と分つ、上に注疏によりて其月日を記し、考に備ふ。

二月十六日 **惟二月既望** 周禮の所謂大還國、即ち遷都建國のことを紋せ人とし、先づ月暦を記したるは二月十六日を起點とし以下の月日を明にしたるなり。

二月廿一日 **越六日乙未 王朝步自周至于豐 惟太保**（太保は召公なり）**先周公相宅**（宅とは民の記居する所にて、開拓すべき處をいふ、此字また午に从へるなり、詳は本書第十一巻に見ゆ、）

周公は當時攝政として、幼君成王のことを代行す、而して太保召公（名は奭）が周公に先だちて其地に至り、新都たるべき宅を相せり、これ即ち召公が周禮大史の職を行ひたるものなり、然らば則ち卿に居て大史の職を執れるものにして彼の前掲左傳日官の注に見ゆるものと相涉りて通ずる所あるを知らる、なり。更に之に由りて明かに知る、周禮大史の大還國に當りて為す所の規定は、この先例に典據して制定せられたるものなることを。

更に按ずるに殷には屢、大還國の事あり、其例は蓋しまた大史先づ行きて地を相すること召公の周公に先だちて赴きし如くなりしなるべし（このこと後に詳し）果して然らば、周禮に定めたる所は、周作邑の先例に則りたるものなれども、其實はこの洛誥のこと、既に殷禮に則りたるものなれば、周禮は直ちに殷禮を受けたるものに外ならざるなり。凡そ周の禮制度は多く之を殷に承けたるものなるは、孔子も既に之を言ひ、諸書に其徵證あるのみならず、近くは彝銘卜辭の研究によりて、愈、其證多く見出ださるゝに至れり。殊にこの立臬作邑の法は、決して周に始まれるに非ず、文王も既に殷代にありて岐周を定むる時此法を用ひ、又遠く十代の遠祖公劉の時に行はれたることは本書第四巻既に詳述したる如く、殷周を通じて格守遵奉せられたる古法なりしなり。

さて右に記したる經文の日と、後に出づる日とを明かにせん為め、注疏により左に其日と干支を記して考に備ふべし。（經文に著れたる日、及び干支には□を以て圍み、之を明にす、）

| | |
|---|---|
| 二月十六日 | ＝庚寅（即二月既望） |
| 同 十八日 | ＝壬辰 |
| 同 二十日 | ＝甲午 |
| 同 廿二日 | ＝丙申 |
| 同 廿四日 | ＝戊戌 |
| 同 廿六日 | ＝庚子 |
| 同 十七日 | ＝辛卯 |
| 同 十九日 | ＝癸巳 |
| 同 廿一日 | ＝乙未 |
| 同 廿三日 | ＝丁酉 |
| 同 廿五日 | ＝己亥 |
| 同 廿七日 | ＝辛丑 |

同廿八日〃壬寅
同廿九日〃癸卯　二月小の月終

三月一日〃甲辰
同二日〃乙巳

同三日〃丙午
同四日〃丁未

同五日〃戊申
同六日〃己酉

同七日〃庚戌
同八日〃辛亥

同九日〃壬子
同十日〃癸丑

同十一日〃甲寅
同十二日〃乙卯

同十三日〃丙辰
同十四日〃丁巳

同十五日〃戊午
同十六日〃己未

同十七日〃庚申
同十八日〃辛酉

同十九日〃壬戌
同二十日〃癸亥

同廿一日〃甲子

右の日表を參考とし、次に續く經文を見るべし。

三月三日　**越若來三月、惟丙午朏**

三月五日　**越三日戊申　大保朝至于洛、卜宅、厥既得卜、則經營**

呂公此朝洛（或は雒に作る）に至りて、其地の可否を龜卜に問ひ、吉を得たれば、則ち新都建國に着手し、經營のことを始めたるなり。此經文に臬を立つるの明文はなけれども、新都經營の第一着手は必ず臬を立つること、其大法なれば事新らしくは書かざるものと思はる。また立臬といはざるも、新邑を宅といへり、此宅の一字に既に立臬の義を含めるなり（宅字說參照）また經營の經は正南北を定むるの義、營は營室の事にて、子午線上の星を標準として、施設するの義なり（經字は糸字攷中に見へ營字は呂字攷中に見ゆ）經文の經營二字は字の本義を用ひたるものなり。されば經營といへば必ず先づ立臬のことを行はざるべからざるなり。なほ次の經文を見て知るべし。（後世經營の本義は忘れられ、たゞ用語のみ今に傳はり濫用せらる。）

〔附言〕この遷都即ち大遷國に、龜卜して其地を奠め、立臬して方位を辨定することゝ、また設禮を承けたるものなり、こはまた後に詳記すべけれど、試みに書般庚を熟讀せば明かなるべし。

さて三月五日戊申の日に立臬して經營に着手したるものなるが、前文の二

月二十一日より、この立臬の日まで、十六日あり、蓋し此間に召公は一方地勢を視察し、傍ら匠人をして立臬の準備、其他のことに費し、ならん。かくて

三月七日　**越三日庚戌　大保乃以庶殷、攻位于洛汭。**

五日より三日目の七日には、既に立臬も成りたれば、召公は多くの殷人を使用して、方位辨定のことに着手したるなり。この位とは即ち周禮の所謂『惟王建國、辨方正位、體國經野、以為民極』の位なること明かなり。而して此時多數の殷人を用いたることは、殷代遷都の禮法に則り、敢て舊法を變革せざることを、明かに庶殷に周知せしむる政略なることは察するに餘りあり。これにて三月五日に立臬の明記なくとも、そのことありたるは疑ひなきところなり、なほ次の經文にて愈明かなり。

三月十一日　**越五日甲寅　位成**

則ち甲寅の日に辨方正位のこと成りたるなり、換言すれば臬によりて正しき子午線を求め得たるなり。されば周禮の所謂地中、即ち此經の所謂土中の地點は茲に確定したるものにて、之を中心として四方正しく、新都市計畫の大方針は定まりたるなり、されば立臬に着手してより、一週間にて方位定まりたるにて、彼の建國辨方正位の事、纔に七日にて確立せられ、既にして體國經野、以為民極の大方針は同時に決定したるものなり、故にその翌日に於て

三月十二日　**若翼日乙卯　周公朝至于洛。則達觀于新邑營。**

既に辨方正位のこと成りたれば、廟社宮殿官衙市場などの各位置は、夏殷相傳の舊法大典に定められたれば、其位置形勢は歴々指摘して達觀し得べし。經文の意は當にかく解すべきものなり、然るに召公先發して洛に着し、其日宅をトし、七日目の十一日に正確なる方位を定めたることすらも速かなりといふべきに、新都の造營物の基礎工事は十一日に成就したりと解し、十二日には周公之を達觀したるものと解せるあり、甚だしき誤解にて、かゝる神速は人間業にては出來難きことなり。

三月十四日　**越三日丁巳　用牲于郊、牛二**

位既に定まりたれば、先づ后稷を配して天を祭れるなり。牲に牛二と記したるは、次の牛一、羊一、豕一とあるに等しく、用ひられし牲の數を記すことは、ま

た殷禮と異らざるは、卜辭の例にて知らる丶なり。

三月十五日　越翼日戊午　乃社于新邑、牛一、羊一、豕一、

則ち社稷の位成れるを告ぐるの祭なり。蓋しこは恰も我國に行はる丶、地鎮祭に相當するものと思はる。さてこの社なるものは、彼の臬を中心として建設せらる丶ものにて、天陽を迎へ、歷命を受くる所にして、之を地中或は土中といひ、天子茲に服侍して天命を受くるなり。こは下に述ぶる所と、本書土字攷中、社字の下に詳記する所とを併せ見て知るべし。

三月廿一日　越七日甲子　周公乃朝用書、命庶殷侯甸男邦伯、厥既命殷庶、庶殷丕作、

則ち此日が愈工事着手の第一日なり。按ずるに此日は工事着手の豫定日にて、賦役に當りたる諸侯等は、豫じめ以前に此日を指示して召集せられありたるなり。而して庶殷は早く立臬の時に召集せられありたるは、前文に見えたればまた言ふを俟たざるべし。

以上の經文は、召誥の本文に入る前の敍事にて、新都の工事着手までの記事なり。此敍事こそは即ち周禮大史の所謂大遷國の先例にして、召公が先發したるは則ち卿にして大史のことを執務したるものなることも亦た併せて明瞭なり。

さて此二十一日は愈工事に着手せんとする當日なるが、此日召公が式辭を宣ぶ、其辭が即ち召誥にて、經文は是より其本文に入るなり。而して此壯重にして嚴肅なる式辭の本文も、前に此敍事あるにあらざれば、其意通ぜざるものあるなり。今召誥一篇を通じて其意を按ずるに、前揭の敍事中、其眼目として注意すべき所は、三月七日に庶殷を以て位を攻むとあること、及び三月十一日の甲寅に位成るとあること是なり。この位成るとは即ち歷命の改まれることを明確ならしめたる意義にて、七日より十一日に至る五日間、召公は庶殷と共に日々太陽の出入を迎送し、夜々に之を星辰に考へ、以て正位を定めたりしなり、而して遂に之を定め得たり、是れ實に天命が周に下りたることを庶殷の眼前に明白ならしめたるものなり。

召誥の本文は、本書中處々に引用したれば、茲にはこの立臬成位が即ち歷

命の改革なることを明白ならしむるに、緊密且つ必要なる辭句を摘出すべし、讀者是に由りて其大意を得、更に書經に就き、改めて召誥一篇を通讀せられんことを乞ふ。

さて經文は前掲二十一日の敍事に引續きて曰く

太保乃以庶邦冢君出取幣 乃復入 錫周公曰

拜手稽首 旅王若公 誥告庶殷 越自乃御事

（と是より「誥」にて式辭の本文なり 御事の御は即ち日御の御と同義にして、事は前章に明にせし如く、史と同字なり、なは御事の解前巻二十五頁にも見えたり、參照を乞ふ。）

と。この文意は『太保たる召公奭は、重なる諸侯と共に社外に出で（因にいふ、この時未だ建造物あるにあらず、唯立臬を終り、方位の測定線即ち臬下作歷の圖法ある處にて、此立臬を中心としたる社の建設敷地内を式場としたるなり、されば經文に出入とあるは、此式場への出入を指せるのみ。）幣物を取りて、再び社内に入り、之を周公に捧呈し、最敬禮をなし、さて曰く王（成王）と公（周公）とに旅ぶ（此旅字は、古文の米字なり、米は天行分別の義、（詳は本書第四巻廿三頁書字下に見ゆ）故に陳の義あるなり、以て新都建國の次第を陳述するの義に用ゆるに適せり）茲に新都を奠むるに當り、先づ般の庶人に告ぐることは、則ち汝般の禮法によりて御事を行ひたるに、上天明かに正位を示し玉へり、是れ歷命を周に降し玉へるものなり』とな



り、故に下に續けて、

嗚呼 皇天上帝 改厥元子茲大國殷之命 惟王受命 無疆惟休

亦無疆惟恤 嗚呼 曷其奈何弗敬

といひて、天命茲に改めて周（成王）に下れることを明かにしたり。故に下文にも

――王來紹上帝 自服于土中 旦曰 其作大邑 其自時配皇天

毖祀于上下 其自時中乂

（この中もて乂めんとあるに着目すべし 召公大史の事を務め、中を乂むる（即ち豊字）のことを成就せり、これ則ち史官の本務にして、名實全きものといふべし、孔子曰く必ずや名を正さんかと、夫子名の實に添はんことを望み玉ひしもかゝる理あるが故なりと、今更に思ひ合はさるるなり。さて周は茲に天命を受け、歷年を定むる根基として得たる中道は、即ちまた人道を一貫する道なれば、周公は召公の言に應じて、中もて乂めんとは言添へたるなり、此條にも必要なる明文あれど、前巻中字攷に引用しあれば、讀者は同巻二十三頁以下を再び看て、彼此參照せられなば、余が筆にしたる所よりも一層深く思ひ合さるゝふしあるべし。經の本文此下に、召公の言に應じ夏般が歷年を有ちしことをいへり、）

王來りて上帝に紹ぎ（紹をたゞ「つぐ」と解したるのみにては、其意明かならず、召誥の紹は、上帝の道、即ち天道を地上に行ひ、人道として弘敷することなり、即ち三才（紹字は糸字攷中を見よ）一貫のことなり、王字攷參照）とあるは歷年を地上に布き行ふこと、故に王を天子といふなり。（歷年は即ち天道、天道は即ち地道なり、また人道なり（天人一如））天子の天を紹ぐの

道は自ら土中に（周禮の所謂地中にして立泉の處、都邑成りては之を社として崇む、）服し、以て天命歷時を受くるにあるなり、即ち立泉の下、南面して服侍するなり。（本書に厚、いふ、天〃君〃南、又、地〃臣〃北と、然るに爰に至りて君南面の禮をいふ、然らば則ち君は北位にあるなり、又臣は北面を禮とす、北面せば南位に在らざるべからず、是を以て本書の言ふ所前後矛楯と為すもあるべし、由って謂ふ、天子位を以ていへば天位、即ち南位に在り、然るに南面する所以のものは、唯天をこれ尊ぶが故なり、故に天子と稱し北位即ち地位に就きて天に侍するなり。是れ天子の禮なり。又、臣は位を以ていへば地位即ち北位に在り、然るに天子南面するに對し、臣、北面して南位にあるは、是れ臣と雖も民に望みては君位に在り、而して君の事を行ふ、君の事なるものは即ち天の如き道を行ふに外ならず、故に臣北面して君位の威儀を正す、是れ臣の禮なり。是れ故に易に天道を以て言ふ時は（先天易）乾君は正南の天位に在り、坤臣は正北の地位に在り、然るに之を人道に行ふに當りては（後天易）乾君は西北の地位に下りて、天陽を迎ふるの位置に就き、坤臣は却つて南西の天位に上り、以て闇民（民は眠なり、民字を見よ）を指導覺醒するの位置にあるなり。而も乾は何れにありても天たり君たるの德を失はず、坤は何れにありても地たり臣たるの道を失はず、是れ中を守りて違はざればなり。このこと學儀篇に詳記したり、彼此參照あれ。）是れ即ち中道を守り、之を乂むる所以なり。故に周公も言を加へ、自時配皇天…中乂とは云ひしなり。

（中略、緊要の所あれど前巻に見えたれば略せり）王乃初服

此時王初めて土中に服し、天命を受け、上帝に紹ぎ、皇天に配するの禮を執りたるにて、即ち南面して臬下に拜服したるなり。（按ずるに此時周公王に代りて此禮を行ひたるならん、）



【補】天命改まりて成王初生の天子たれば、臣民は勿論萬物一新皆初生のごとし、故に『厥れ初生に在らざる罔し』といへるなり。

嗚呼 若生子 罔不在厥初生 自貽哲命 今天其命哲 命吉凶 命歷年 知今我初服 宅新邑 肆惟王其疾敬德（下略）

我れら（召公自いふ）先に王命を受け、大史として既に日を折して（即ち哲え）中を乂とり、玆に始めて四方の正位に宅り、王は天の歷命を改め受け、皇天上帝を紹ぐ天子たるを得たるなり、これ實に初めて天子として生れ出でたるなり若へや（若順也）天の生子たる成王、王は既に折中して哲命を後世に貽し得たり（歷と共にいふ）されば明哲にして至公至平なる王道を以て政を為さゞるべからず、今や天が哲を命じて既に哲を得、吉凶を命じて既に吉凶を斷じ（既に卜して吉を得たり）歷年を命じて既に周の歷を定め得たり、知るべし今や我等は初めて新たなる天命に服し、四方正位の樞軸たる其中央即ち土中（四方、即ち木火金水）の新邑に宅して、現に玆に居れり。故に王は其れ疾に德（德字玆に見ゆる字の本義を想起せよ）を敬めよ（敬字後に出づ、字の本義を以て解すべし、今略す、）と云へるなり。

〔附記〕此召誥一篇は、周が正式に國都を奠め、天命を受け、初めて天子たるの位を定め、同時に歷年を新にしたることを記したるものにて、重大

にして且つ廣汎なる意義を含有するものなり。然るに先輩の解する所を見るに、前段敍事の文を解するに深き注意を加へざりしもの、如く、國都建造の擧に當り、其最重要にして眼目ともいふべき、辨方正位體國經野の大方針あるに着目せず、同時に立臬作歷のことを輕視し去りたれば、(是れ蓋し周禮を以て單純にも、召誥以後の制作なりとのみ思ひ做し、凡そ一國の制度が如何に舊典先例を重んじ之を遵奉せらるゝかを忘れたるが如き態度ありしものに似たり。)是れ併し乍ら、畢竟する所今字を古文に復し、字々の原義を研究することなかりしが故の(こ)語の本文に入りて其解する所、或は支離して通ぜず、或は通ずるに似て前後一貫せず、結句文意晦昧なるより、或は後世の偽作なりと疑ふ者すら出で来りしなり。深く之を研究して、更に明瞭ならしめんが爲には、なほ之に關係ある諸方面に亙りて論議せざる可からず、然も爰に之を盡さんとせば、議論多岐に渉りて便ならざる故、他日別に詳論することゝし、玆には單に大史の職掌を明かにせんが爲に、必要なる條々を指摘するに止めたるなり、讀者諒焉。

さて以上召公が、大遷國に當り、先發して爲したる事蹟を顧るに、日官たる大史の本務を執りたるのみならず、また郊社の祭務に任じ、且つ誥、即ち書を作りて王に報告せり、是れ實に周禮に明定せられたる、大史の任務の重大なるものは、殆んど皆之を執行したるなり。後ち周禮の制定に當りて、此周が建國の擧を重んじ、其大典先例に基き、之に些少の增補を加へたることは、眼前目睹するが如く明かなりと信ず。而して大史の主職は、經傳に見ゆる如く日官にして、其名たる史字は、即ち中を又(と)るに象りたること、また明白にして疑義を存するの餘地なしと信ずるものなり。

其三……殷代に於ける遷都と立臬作邑

召誥に見ゆる周の新都建造の次第を考ふるに、二日間にして立臬の作業を終り、三日目より辨方の事に着手し、五日間にして正位を定め得たれば、同時に早くも宗廟宮室官衙道路など、重なる建設物の大綱は決定せられたるなり、さればこそ其翌日には周公至りて、此大都市計畫の大勢を達觀し得たるなれ。是れ別に舊法大典の定まれるものあり、之に則りて其建設計畫を進行せしむるにあらずんば、曷んぞ能く此の如く神速にして、且つ明確なるを得んや。既に屢言へる如く、周禮は多く之を殷に受けたり、周都建造に必ず與かる可らざる其舊法大典なるものは、亦た必ず之を殷の舊法に承けたるも

のと考ふるの外なきなり。

本書第四巻に於て、詩を引きて、古公の時、既に立臬作邑のことありたるを證し、又同じく詩に据りて、其祖公劉の時、早くも此法ありたることを證したりき。是に由りて之を觀るときは、この立臬作邑のことは早く周の先祖に起り、恰も周家の古法なるかに見ゆるも、こはたゞ其大法傳來の一面觀に過ぎずして、實は殷にも傳存したる實證あるなり。通じて之を觀察するに、立臬作邑の大法なる者は、兼て遞歷の大典なれば、天子たる帝王の傳存する所を以て其正統なりと認めざるを得ざるなり。

抑も此大法を司る日官、即ち大史の名は、既に述べたる如く殷代卜辭に見へ、且つ又た史字を見ること尠からず、而して其史字なるものは即ち中を彐(と)るの文字なることは、また既に考證を經たる所なり。然らば則ち殷代既に大史ありて中を彐(と)るの事ありたるは明瞭なるところなり。而して之を文字として通用したれば、其方法の大概も、一般周知のことなりしこと、また之を察知し得べし。（文字を知らざる多くの民衆は之に與らず、）されば彼の周家に於ける公劉またその後なる古公が、此舊法大典を實施したることあるは、偶、その賢明なることを證すべきも、之を以て周家獨得の家法なるが如く見做すべきものにはあらざるなり。

更に按ずるに、周禮の制度によれば、立臬作邑のことは獨り王者のみ之を行ふにはあらず、諸侯にありても各ゝ其封土に於て此法により、其境域を定め、其道路を開き、諸般の施設をなし、且つ其地方歷を定むること、大小廣狹の差こそあれ、略王者の為す所に準ずるなり、是に由りて思ふに、殷代に在りても之と同様なりとは斷定し難きも、少なくも其大封を受けたる諸侯、若くは此古法を知れる賢明なる君主は之を實施し、以て良政を布くことを得たりしものと察せらるゝなり。彼の公劉古公が之を實施したるは蓋し此の如き一地方開拓に應用したるものにて、是れまた周禮制定の先蹤たりしものと見るべきなり。

殷代の遷都にも、また辨方正位のことを行ひたるは、唯前記の文字より推測して論斷するにはあらず、この事は文獻にも明文あり、且つ殷代卜辭中に

遷都に關するものあり、其文中往々立臬辨方のことも見へ、愈明かなりと思はる、が、此卜辭の一類は、巻を別ちて之を纂むること、したれば、爰には之を省き、左に書詩に見ゆるものを掲げて此項を終るべし。

【書、盤庚下】盤庚既遷。これまた周禮の所謂大遷國の事なり。奠厥攸居。乃正厥位。とあるものは、即ち召誥の攻位于洛汭。甲寅位成。といふに同じ、故に下文次に

綏爰有衆曰。無戲怠。懋建大命。

といへり、大命とは天命といふに同じ、古文には天と大は通用なり参照大字攷即ちまた召誥と異文同義なること知るべきのみ。

【詩、商頌烈祖】嗟嗟烈祖　有秩斯祜。申錫無疆。及爾斯所。

申は即ち南北の正位を定むること、申字攷に詳し申錫とはなほ天命歴命を下賜すといふがごとし、故に前文に有秩斯祜といひ、下文に及爾斯所とあるなり。なほ下にも

我受命溥將

といひ、

自天降康　豐年穰穰

など云へるは皆成湯が定めたる、方位歴命の正しくして、四時整ひ、穀物豊に、永く太平を樂しむよしを頌賀して、祖先を祭れる詩なり。又、

【詩、同玄鳥】天命玄鳥。降而生商。宅殷土芒芒。

この玄鳥といふには深き寓意あり。玄鳥は燕のことにて、南北を渡る鳥なり、玄の字は元未午字にて、正南北を渡る眼に見えぬ線なり。詳は糸字攷に見ゆ鳥は鳥文のことにて時のことなり。而して燕は春分の頃に至り、秋分の頃に去る、故に子午線上を去來し、春秋二分の時を知れりとす。されば古くは暹暦に必要なる二つの標點黄帝の子、少皡金天氏の時には、春秋二分を司どる官に名づけて、玄鳥氏と呼べることも左傳に見えたり。なほ後にも見ゆれど詳しくは鳥跡篇を見るべし此詩は、天が此玄鳥に命じて商といへる國を生み出したりといへるなり。商國を生むとは、國を肇むることにて新邑を作ることなり、即ち建國といふに同じ、國を建つるには必ず辨方正位を要し、且つ歴命を受けざる可からず。殷土の芒々たるを宅りは宅宅居の宅なれども、また測度の度と通ずるなり。商國を建つ、當にまた位を正し、歴命を受けざるべか

【補】國を生むといふことは我が國の古史にも見へて面白し。

らざるなり、天命玄鳥とは歷命を降すといふに同じ。彼の召誥の如く現(アラハ)には言はずして、巧に寓言を以て歷命を受けたることを詩化していへるなり、三句十三字にてよくも言ひ得て、其妙盡きざるを覺ゆるなり。中にも商を生むの生は、彼の召誥の生子といひ、初生といひしに同じく、新國の生氣に滿ちたる趣もあり、且つ天の生々の德を贊美したる意も自ら備はりて妙なり。然るに史記の殷本紀の首に『殷の契(祖先)は母を簡狄といふ、有娀氏の女、帝嚳の次妃たり、三人行浴す、玄鳥の其卵を墮すを見、簡狄取りて之を吞む、因て孕みて契を生む』と甚だ奇怪なる俗談を載せたり。此奇談にも實は寓意あるなり、これまた詳に鳥跡篇に見ゆ。後人之をそのまゝに取り、以て此詩を解したりしかば、今に於けるもかく解する習ひにて、遂に詩の眞意も、其妙味も、現はれざるは惜しきことなり。

さて上の詩三句の意は斯の如し、故に詩は續きて

古帝(上帝なり)命武湯。 正域彼四方。(域國もと同字なり、別巻數育敎語字源考釋に詳なり。)

といひて之を明かにし、また下句にも

邦畿千里。 維民所止。 肇域彼四海。 四海來假。 來假祁祁。(この假をイタルと訓み習はすは是に非ず、假はカリルにて、商國の道を假り學ぶ意なり、詳しくは假字の條にていふべし。)

景員維河。

といへり。邦畿千里は王の畿内にて(泉の景を測りて一寸を千里とす)之を中央として德政を四海に及ぼしたれば、四海の邦々も、來りて皆其風を設り學ぶこと頻なり、これ域を彼の四海に肇くものなり、而して其の四海仰ぐ所の畿内は、其中央に泉を立て、天陽を迎ふ、その景は日に隨いて員(めぐ)れり(員は圓なり、古への圓字)此泉下は即ち土中にて民極なれば、四海の民の仰ぐも宜なり、されば此景員は民の上に循還し、德を布きて息むことなし。この景の員(めぐ)る所、即ち國都の四方には河ありて、運輸に便に、國の護りともなりて、王都の形勢も亦た極めて良し。故に

殷受命咸宜。 百祿是何。

といひて此詩を結びたり。

〔附記〕詩玄鳥に見ゆる『景員』の景を、同じ商頌殷武に見ゆる『景山』なりとし、只管に山の名として解する説あれど從ひ難し。殷武に見ゆる景山は、山の字こそ加へたれ、其詩意は同じく泉影に思ひ寄せたるなり。元來この景員なる語は、王德を贊美したるものにて、景山の語と共に、本書後に審かに之を述ぶべきも、今は其機會にあらざるを以て、纔に其一端を擧げ

たるのみ、爰には唯この景員の語を、臬景の義と解するに依りて、此詩の前後の照應始めて明かとなり、詩意もまた從ひて明透徹底することに思ひ合はせ、他は後に掲ぐる『景員』『景山』の字形が眼前に展開する時を俟たれんことを望む。

以上は現存の殷代文字、及び書詩等の文獻により、殷代より商祖に溯りて考察したるものなるが、商初に於てもなほ周代の如く、建國に當りては立臬して、歷命を受くる作邑の大法は、嚴として存在したること疑ひなしと信ず。而して之によりてまた當時、大史若くは史ありて、中を又るの法あり職ありたることも、自ら明瞭なりと信ず。

## 其四　堯代に於ける史官

堯代に於ける史即ち中を又るのことは、本書第六卷に詳考したる、書堯典義和章は、其尤も明詳なるものにて、爰に再び之を引くを要せず、今爰には唯其官を考ふることゝすべし。義和の六人に就きては、經文中官名を言はず、然るに賈鈫には鄭注を引き、又孔疏には馬融、鄭玄の注を引き、之を周禮の六官に比せり。その言ふ所を表示すれば左の如し。

義氏＝稷……＝周禮－天官、冢宰
和氏＝司徒……＝同－地官、司徒
義仲＝秩宗……＝同－春官、宗伯
義叔＝司馬……＝同－夏官、司馬
和仲＝士……＝同－秋官、司寇
和叔＝共工……＝同－冬官、司空

右に就きては多くの異議あり、又之を他書に徵し、或は殷制に考へて是非の論紛起すれど、そは名稱或は職制の異を擧げたる論議にて、些か未を捉へて本を忘れたる嫌ひなきにあらず、元來義和六職の官名は、經に明文なきなり、またその分掌したる職務も、後世次第に異りゆくは當然なれば、古今を一律にすべからざるは勿論なり。故に姑く其枝葉を棄て、其根幹を擧げて之を推すときは、周に六官を建てたるものは、堯代六官の精神を採り、之を遵奉して

時宜に適したる職制を編成したり、と爲すは蓋し妥當なる見解なりとすべし。馬鄭二家の意も、蓋し此の如きものなるべければ、强ひて異議を挾むの要しと思はるゝなり。

右の如くなれば義和父子六人の分掌したる其各官名は今得て知る可からずと雖も、其分掌したる職務は明文あり。按ずるに六人各分掌する所ありと雖も、其主とする所は天時の測定にありて、四時をして各其節に中らしめ、以て天地生々の德を賛け、民の生産を豐ならしむるにあるは一なり。是れ實に上代政敎の根本精神にして、其職務は惟れ中を又るにあり。即ち史の一字に歸することを知るべし、而して史なるものは吏なり、また事なり、吏事はまた史の一字に歸するは既に論證を經たり。故に別ちて之を言へば、六人各吏事を異にすること、後世諸官ありて其執る所各相違あるが如くに似たれど、其歸する所は唯一事なり、統べて之を言へば父子六人、總べて之を史と稱すべし。當時個々の官名は、其詳得て知る可からずと雖も、唯總稱して史と呼びたることと推して知るべきなり。然らば則ち義和の六人、皆是れ卿を以て史の職に在りたるものなること亦た明かなりといふべし。

以上は周代より堯代に溯及したるものなるが、此間舜に璿璣玉衡あり、また天測の器なれども、立臬と異り午字と直接の關係なきものなれば、姑く別ちて之を述ぶることゝし。次には更に堯以前の天測に就きて其事蹟を考へ、史官の職務を尋ぬべし。

## 第三章。──黃帝以降堯に至る歷代の天測。（倉頡の造字）

黃帝の時代に於ける天測に就きては

【史記五帝本紀】迎日推筴　注、筴音策、策數也。

【又　】旁羅日月星辰

と見え、日を迎へとあるにて、立臬の法なること察すべし。而して

【呂氏春秋尊師】黃帝師大橈

とありて

【同　勿躬】大橈作甲子……容成作曆──史皇作圖

とあり、臬を立て、日を迎ふが故に、甲子を作り、曆を作り、又其圖法を作りて、毎年の異同を知るの資料とし、之を後世に傳へんとしたるは、當に然るべき事なり。爰に注意すべきは史皇作圖とあることと是なり、史皇とは何人を指すかといふに、

【淮南子 脩務訓】史皇産而能書。 高誘注、史皇蒼頡生而見鳥跡知著書

とあり、そは

【同 】蒼頡作書 容成造曆。 高誘注、容成黄帝臣、作曆知日月星辰之行度

ともあるにて、史皇の蒼頡なることは諸家の一致して異議なき所なり。然らば則ち史皇倉頡が圖を作り又書を作りたるものなるは明かなり。（この圖書は後の河圖洛書のことなりと推定すべき理由あり、後に言ふを俟つべし。）而して鳥跡を見るとは何ぞといふに、詳しくは鳥跡篇に述ぶべけれど、一言以て之を覆へば、个（鳥跡）を見て文字を作るといふことなり。抑も史が中を又るには、必ず个を視て之を作るを法とすこは既に屢述べたる所にして、明白疑いなき事實なり。蒼頡は黄帝の史官、（後に詳なり、）即ち黄帝の司天日御の職たる史官が、个（鳥跡）を見て書を作るとは、是れ實に事理の極めて明白なるものにて、恰も火の燃え、水の流るゝが如く、何等の疑惑なき所なり。（然るに従来倉頡に就き、往々疑ひて種々の説出で、或は之を抹殺せんと試むるもあり、これ鳥跡の文字目前に在るを悟らず、且つ文字の大部分が主として天測の圖法に則りて造られたるに心附かざりしが故に、また従つて文字が史官の造れるものなることにも思ひ及ばざりしなり。）されば是によりて更に思ひ合はさるゝは、

【鶡冠子 近迭】蒼頡作法書從甲子……非蒼頡文墨不起。縱法之載於圖者、其所以喩心達意。（其下の所字、各本誤りて於に作りて通ぜず、今妄りに愚意を以て之を訂せり。）

とあるもの是なり。蒼頡の法書を作るや甲子より初めたりとあるは、寔にその如くなりしなるべし。个は即ち午字にて甲子の一なり（これに就きては干支の文字全部に渉りて言ふべきこともあれど今は本論に用なければ省く、）また縱法とあるは學犧篇に述べたる横法に對し、彼の上下通する｜を指したる語なりと思はれて、殊に興味深く覺ゆるなり。この縱法が圖に記載せられたりとあれば、圖なるものは、疑ふ可くもなき臬下の圖法にして、天測造曆の圖面なりと察せられ、是を用ひて作られたるなれば、其書は自ら天行の如くなりしも當然なり。而して之を文字とす

るが故に、よく高遠なる心をもまた卑近なる意をもよく喩ふることを得て、人々其思想を記録し、以て或は他人に達し、或は後世にも傳へ得べし。この鶡冠子の一條は文字の起原に關するものと思はる、より、曾て幾度か讀み返したれど其意を得難く、遂には其作者をさへ疑ひて打棄てたる書なりしが、字の研究の進展と共に、此文意始めて明かとなり、且つ今迄思ひ及ばざりしことすらも、是に由りて数へられ得る所甚だ大なるものから、今は此書を尊重するの念深く、もし餘暇あらば、幾度か讀み深く味ひたしと思ふに至れり。文意はかくも明かなるものなるが、此文によりて知り得べきことは

(一) 蒼頡が文字を造るに甲子より初めたりといふこと、

(二) 右を呂氏春秋の文と合せ考ふるに、黄帝の師大撓が甲子を創案し、黄帝の史たる蒼頡が其文字を作成したること。

(三) 呂氏春秋に史皇作圖とあり、此には蒼頡が縦法を圖に記載したりとあるにて史皇は即ち蒼頡なること 淮南子に史皇産而能書とあり、其高誘注に史皇蒼頡生而云々とあるに合す 明白なり

(四) 此一文中に『法書』あり『圖』あり、圖と書と併せ記せり。彼の河圖洛書と思ひ合はさる、こと。而して二者並びに蒼頡の制作なること。



(五) 蒼頡に非ざれば文墨起らず、とあるものは

【荀子 解蔽】 好書者衆矣 而倉頡獨傳者壹也。 注、倉頡黄帝史官言古亦有好書者、不如倉頡、一於其道、異術不能亂之故獨傳也

とあるに思ひ合せて、諸家に傳へられたる所の、自ら一致するものあるを知るなり。

さて蒼頡 或は倉頡に作れり が黄帝の史官なることは、

【漢書 古今人表】 智人、 黄帝史、倉頡、

とも見へ、信ずべき諸書の一致する所といひ、且つ其事績よりも察せられて、疑いなき所なるが、然らば黄帝の史は倉頡一人なるかといふに然らず、前に引ける呂氏春秋の文に、容成作暦とあり、暦を作るとあるからには、容成も史官の一人たること明かなり、而して

【世本】 沮誦倉頡爲黄帝左右史

とありて

【四體書勢 晉の衛恒の著にて時代は下りたれど】 昔在黄帝創制造物 有沮涌倉頡者 始作

書契　以代結縄

とも見えたれば、二書必ず據る所あるを知るべし、又

【漢書藝文志】雜家孔甲盤盂二十六篇。應劭曰、孔甲黄帝史官所作銘也

と見えたり。されば、容成　倉頡　沮誦　孔甲の四人は皆黄帝の史なり。余の見る所博からざれば、以上四人の外に出でず、若し果して他にありとすれば

【拾遺記】黄帝置四史、以主圖書、

とあるに合せり、果してかく四人の史を置きたるものとすれば、蓋し彼の義和の四子が四方を分掌し、四時を調節したるが如くなりしなるべし。而して此四史互に協同して暦年を治めしものと察せらるれば、四人各、其圖書を司りしこともまた當然なりと思はる。然るに倉頡獨り史皇の名を得たる所以のものは、造字の才智衆に勝り、泉下の圖法を採り、所謂鳥跡の文を創作したれば、高遠雄大にして、然も卑近細微を併せ兼ねたり。本書の讀者は、既によく此意を得られたることと信ず。思ふに當時の史官、此卓抜優秀なる創案に嘆服し、皆法則を之に採り、當時既に規範たりしものなるべし。本書前篇學説に論究したる如く、是より先き何時の頃よりか、牛馬、山川の如き、單純なる繪文字未だ文字とは云ひ難きものなるべけれど、姑くかくいふあり、伏犧氏に至りて易の制作あるや、其法則を採りて繪文字に加へ、爰に大なる進歩を見たりと雖も、文字として未だ完備せざりしが、倉頡の創案之に加へらるゝや、茲に始めて六書完備し其制作、其應用極めて自由なることを得、有形物形無形心象を巧みに表現し、以て之を他に傳ふるに成功したりしことは、眼前目睹するが如く推測し得らるゝなり。

かく倉頡が極めて巧みに天象を抽出して創始したる、所謂鳥跡文字なるものは、其形體の美にして妙なる、其内容の幽にして遠き、殆んど神作の如くなりしが故に、史官皆之に倣ひたれば、黄帝之を受け喜びて採用し、以て官府に命じたるならん、是等のこと「史皇倉頡」及び「鳥跡篇」に詳なり史官は當然文字制作の府たり、且つ又當然文書を掌るの職たりしは推察に餘りあり。是よりして史官の職務は、天測の官なると共に、之に附隨したる文字の制作、及び之が統一、統一のことは後に詳なり、并に文書を記録し且つ之が保存に任じたるものにして、此制度寧ろ自然なる慣例ともいふべきは黄帝より傳へられ、其の後多少の變遷ありたるはいふまでもなけれど、其大綱に至りては異なるこ

となく、夏殷、周三代に迄びたるものなり。

さて此史官の名は、後に述ぶるが如く、黄帝の時初めて此名ありたるものなれば、此時の史官は皆史官の祖ともいふべきものなるが、後ち何時の頃よりか倉頡獨り史皇と稱して尊敬せられ、以て周末に至れり、これ則ち倉頡が史官としての祖たるに兼ねて、後世史官の尤も大切なる文字の祖なるを以てなり。而して倉頡を史皇と稱して絶大なる崇敬を表したること久しくして、史皇と稱すれば即ち倉頡を指すの意なることは、一般に周知せられ、汎く慣行せられたることは、周末の諸書に、單に史皇と書して倉頡なることを示したるを以て知るべし。此一事に由つて観るも、周代まで如何に倉頡の名が喧傳せられ、又如何に史皇として尊敬せられしかを知るに足るべく、且つ又是に由りて倉頡の功績が如何に詳細に殊に史官の手によりて傳へられしかを想像し得べし。秦火の後其傳は絶えたれど、史皇尊崇の遺風は、緯の書に舞文せられ遂に古帝王として誤傳せらる「史皇倉頡」に詳なり。

【禮記月令正義引祭法】黄帝正名百物、

黄帝の時文字初めて備りたれば、茲に於て百物の名を正すことを得たり、



【補】君の字を見て其意を解すれば、君たるの道自ら明かに、臣の字を見て其意を解すれば、臣の道自ら明かなり、字々皆然り。故に曰く名を正さんと。君の字、臣の字を見て知るべし。

とあり、名は即ち文字のことなり、文字を以て物に名づけ、其名實を全からしむ、故に正名といふなり。

【論語子路】子曰、必也正名乎。　鄭注、正名謂正書字也、古者曰名、今世曰字、禮記曰、百名以上、則書之於策、孔子見時教不行、故欲正其文字之誤、

と是なり、黄帝の時文字始めて備る、故に百物正名を得たるなり。而して孔子の時道義日に衰へ、名は實に伴はず、故に文字の義理を正し、君君たり臣臣たる、名實全きを得せしめんと云はれしなり。又

【大戴禮】武王踐祚三日、召師尚父而問曰、黄帝顓頊之道存乎、意不可得而見與、師尚父曰、在丹書、其言曰、敬勝怠者吉、怠勝敬者滅、義勝欲者從、欲勝義者凶、

前に引ける正名百物のことは信じて可なるものなれども、後に引けるものは其言古への趣なし、蓋し後世の作為なるべし、今傳存する黄帝陰符經、黄帝内經、黄帝外經、黄帝九宮經、黄帝占夢經の類は皆後人の假托なること明かなれど、之を黄帝に托して其以前に及ばざりし所以のものは、自ら文字の黄帝時

代に完成せられたることを暗示するものと見るを得べし。而して又凡そ

**天文**　蓋天、星官書、星數、七十二候、紀元、置閏、置伏、風雨の占、漏刻、

**地理**　里程標、

**兵法**　陣法、八陣圖、徵兵、大纛、旌旗、節鉞、烽燧、射、槍、牙旗、麾、角吹、

**政治**　封建、井田、權、衡、度、量、外夷貢獻、學校、文字、

**禮法**　賓禮、軍禮、凶禮、祭山川日月星辰、祖廟、五祀、臘、鹵簿、文武舞、墓、

**醫術**　醫、馬醫、丸藥、按摩、砭針、

**工藝**　廟、宮室、倉廩、樓、閣、穿井、舟、指南車、鍛冶、鼎、璽印、印、畫、書、硯、墨、香、染用五色、塑像、膠、

**衣裳**　衣、裳、帶、衫、冕、履、巾、

**器物**　盤、盂、澡盤、釜、鐘、磬、鼓、笛、銅鉦、絃、甑、屏風、簾、蓋傘、扇、案、木梯、擊柝、碓、碗、楪、帳、席、氈、鋸、鑿、剪、剃刀、鑷、器用珠玉、機、杼、

**巫術**　巫、太乙、九宮、占雲、奇門遁甲、納音、相法、道家符籙、丹訣、房中術、

**遊戲**　打毬、奕、

**刑罰**　梟首、

**命名**　別號、觀名觀量、馬名、

是等を以て、皆黃帝の創造する所なりとして、諸書に記載せらる。（皆出處あれど一々記すも煩はしければ省けり、）悉くは信じ難しと雖も、又悉く否定すべきものにもあらざるべし。唯かくも創造を黃帝時代に集中せられたるは、畢竟するに文字の制定せられ、史官ありて諸物に正名を付與し諸事を記錄することを得たるより、自ら百物の黃帝によりて創造せられたるが如くに見えたるものなるべく、又自ら假托に便なるより出でたるものもあるべしと思はるゝてなり。

黃帝時代の曆法は、今其詳細は知るを得ざれど、此時既に臬を立て、日を

迎へたることは知り得べし。そは前記史記に迎日推策とあるのみにてかく断定するにはあらず、史皇倉頡が、彼の鳥跡を見て以て文字を制したるに由りて極めて明瞭に之を認め得べし。臬に日を迎ふるにあらざれば鳥跡の文を生ぜず、鳥跡の文生ぜざれば倉頡之に倣ふに由なし。黄帝の時、臬を立て、日を迎へたるが故に鳥跡の文を生じ、史皇倉頡見て以て之に倣へり、茲に於てか天文始めて人文となり、六書完備以て三代に傳へらる。今現に吾人の目睹する龜甲獸骨の文、彝器款識の銘なるものは、皆是れ殷周の史筆にして、史皇の遺法を守りて書するに鳥跡の文を以てせり。事實は嚴として眼前に存在す、以て予類所傳の倉頡が事蹟を證すべく、又以て史遷が記せる黄帝迎日の事實を證すべし。（倉頡を史皇と稱するより、皇字に泥して上古の皇帝と誤り、又倉頡或は蒼頡と書するに因りて、附會して蒼帝となすなど、悉しく「史皇倉頡」及び「鳥跡篇」に記せり、出るを竢たれよ、）

さて黄帝の子、少皡金天氏に至りては、作暦に關する記錄の更に明瞭となれるを覺ゆ、史記の誌す所は後に讓り、之を他書に徵するに、

【左傳昭十七年】秋郯子來朝、公與之宴、昭子問焉曰、少皡氏鳥名官、何故也、（注、少皡金天氏黄帝之子、已姓之祖也、問何故以鳥名官、）郯子曰、吾祖也、我知之、昔者黄帝氏以雲紀、故為雲師、而雲名、（注、黄帝軒轅氏姫姓之祖也、黄帝受命有雲瑞、故以雲紀事、百官師長皆以雲為名號、縉雲氏蓋其一官也、）炎帝氏以火紀、故為火師、而火名、（炎帝神農氏姜姓之祖也、亦有火瑞、以火紀事名百官、）共工氏以水紀、故為水師、而水名、（共工氏以諸侯霸有九州者、在神農前大皡後、亦受水瑞、以水名官、）大皡氏以龍紀、故為龍師、而龍名、（大皡伏犧氏風姓之祖也、有龍瑞、故以龍名官、）我高祖少皡摯之立也、鳳鳥適至、故紀於鳥、為鳥師、而鳥名、鳳鳥氏歷正也、（注、鳳鳥知天時、故以名歷正之官、）玄鳥氏司分者也、（注、玄鳥燕也、以春分來、秋分去、）伯趙氏司至者也、（注、伯趙伯勞也、以夏至鳴、冬至止、）青鳥氏司啓者也、（注、青鳥鶬鴳也、以立春鳴、立夏止、）丹鳥氏司閉者也、（注、丹鳥鷩雉也、以立秋來、立冬去、入大水為蜃、上四鳥皆歷正之屬官、）

則ち少皡の時、鳳鳥氏を歷正とし、下に四人の屬官ありて、各二分、二至、立春立夏、立秋立冬を分掌したるなり。左傳の文はなほ續けり、曰く

祝鳩氏司徒也、（注は省く）鴡鳩氏司馬也、鳲鳩氏司空也、爽鳩氏司寇也、鶻鳩氏司事也、五鳩鳩民者也、五雉為五工正、利器用、正度量、夷民者也、九扈為九農正、扈民無淫者也、自顓頊以

未不能紀遠　乃紀於近　為民師而命以民事　則不能故也

仲尼聞之　見於郯子而學之　注、於是仲尼年二十八　既而告人曰　吾聞之

天子失官　學在四夷　猶信　注、失官官不修其職也、傳言聖人無常師

とあり。そは詳くは鳥跡篇に見えたり。歴正は即ち大史所謂日官なり、下に屬する四官は即ち皆史官なり。而して司徒、司馬、司空、司寇の上にあり。上古史官即ち歴官の重んぜられたること察すべきなり。

【國語、楚語】昭王問於觀射父曰　周書所謂重黎實使天地不通者何也　注、周書、謂周穆王之相、甫侯所作呂刑也、重黎顓頊掌天地之臣也、呂刑曰、乃命重黎絶地天通、謂少皞之末、民神雜糅、不可方物、顓頊受之、乃命南正重司天以屬神、火正黎司地以屬民、是謂絶地與天相通之道也　對曰……及少皞之衰也　九黎亂德　民神雜糅　不可方物　注に同位故雜糅、方猶別也、物名也とあり、これ彼の辨方正位の大法を紊亂したるをいふ、故に德を亂しと上に見え、民は不知其福とも民神同位とも下に見ゆ、巫、史、二字注意すべし、巫は工字の傍に見ゆ、史は則ち中を又るの事なり、民は官歴に從はず、家々漫りに暦を肌測したるなり、これ即ち民神雜糅なり、　夫人作享、家為巫史　無有要質　要は束字の條、質は一字の條に見ゆ、字の本義を以て解すべし。　民瀆于祀　而不知其福　烝享無度　民神同位　此位は即ち周禮の辨方正位の位には同じ、南天北地上下の位



位を亂したるをいへるなり、　民瀆齊明　無有嚴威　神狎民則　不蠲其為　嘉生不降　民農時を失ひたればなり　無物以享　禍災荐臻　莫盡其氣　王の暦正しからずなりたればなり、人民之を用ひず、任意に肌測し、天時を輕んじたれば、神を畏れず民自らを則としたれば、四時の序農時の順を失ひ遂に嘉穀も生ぜず、災禍のみ來りて、陰陽巡還の氣も滯りて盡さずなりたりと

とあり、則ち少皞の世は、初め鳳鳥の瑞即ち文德ありて、歴も正しく、民豐かに治りたれど、後には此の如く亂れたるなり。かくて顓頊の時となるなり。本文はなほ續く、

顓頊受之　乃命南正重　司天以屬神　注に南は陽位、正は長也、司は主也といへるはよし、屬は會也、羣神を會し、各分序ありて相ひ干亂せざらしむる所以也、周禮には則ち宗伯、祭祀を掌る也としたるは如何にや、

司天屬神の神は天神にて即ち中なり、重の職は南正にして、必ず正さゞる可からざるは中なり。中正しければ四方皆正し。少皞の時、始め中位正しかりしも後亂る、故に民神雜糅し、方物すべからざるに至りしなり。顓頊之を受けて之を正さんと欲し、重黎二氏を起用し、以て辨方正位の大事に任ぜしめしなり。然るに國語の文は、舊事を記すに當り、殊更に古めかさんとて、文

を舞はして恰も神と人と雜居したるが如くに書したれば、之を讀む者、爲めに眩惑せられ、太古はかゝるものなりしかと思ふもあるべし。斯の如きは此筆者自ら得意とせしものか、左傳にも此癖多く、國語は殊に甚しく覺ゆ、されば之に注するもの當然爰に留意し、文意を明徹せしめざる可からず、然るに此注南正の職名に注意を缺き、單に祭祀の職なりとし、之を周禮の宗伯に當てたるは從ふべくもあらず、況んや重黎は堯代羲和の先なること、下の本文に明かなるおや、當に顓頊の大史として解すべかりしなり。

命火正黎、司地以屬民 地は北方、民の位なり、重を南正とせば黎は當に北正なるべし、故に火正は北正の誤りとし、火の古文は北と相似たるを以て譌を致せりとの説あり、索隱に曰く、按左傳重爲句芒木正、黎爲祝融爲火正……蓋重黎二人、元是木火之官、兼司天地職、而天是陽、南是陽位、故木亦是陽、所以木正爲南正也、而火是地正、亦稱北正者、火數二、二地數、地陰、主北方、故火正亦稱北正、爲此故也、臣瓚以爲古文火字似北、未爲深得也、と。愚按ずるに、二説各理あり、然れども索隱の説迂曲にして直截ならず、火は北の僞なりとするの明透なるに若かず、抑も古文の北は北、火は火にして、火を分離して火字成れり、且つ火は南方の行にして易に於ては離なり、則ち亦正南方に配せり、火數は二、二は地數なりとし、以て北方に配せんとするは牽強に似たり。從ひ難き所以なり、

北正たる黎は地を司る、蓋し是れ後の周禮に天官地官ある、其先蹤を爲せるものと見るを得べし。

使復舊常、無相侵瀆、是謂絶地天通、 天地通ずるは、君臣通じ上下通じ、乾坤通じ、陰陽通ずるものにして、皇極民極其揆を一にするものなり、然るに茲に之を絶つといふものは、前に見えたるがごとく、天地上下の別なく、神民押瀆し、陰陽相濫り、方物すべからざるを正す所以なり、 其後三苗復九黎之德、堯復育重黎之後、不忘舊者、使復典之、以至于夏商、 重黎之後、不忘舊者とは即ち義氏和氏のこととなり 故重黎氏世叙天地、而別其分主者也、 注、分位也 其在周程伯休父其後也、云々 少皞及び顓頊のことは左傳にも見え、其文此と關係あれど、本書主字攷に詳なれば茲に省けり、彼此對照されんことを望む、

この重黎のことは書の呂刑にも見え、疑ひなきものなれば、前巻に述べたる堯典の羲和が、この子孫なりと傳へらるゝも亦た自ら首肯せらるべし、而して本文に「以至于夏商」とあるは余の考ふる所と一致するものにして、日官中を司るの法、黄帝に始まり、堯に至りて大に備はり、以て商周に迨びたること疑ひなく、斯道は文字と共に傳存したりしなり。

さてこの時代のことを司馬遷は

【史記五帝本紀】帝顓頊高陽者　黄帝之孫而昌意之子也……載時以象天

と書したるも思ひ合はされ、又次の帝嚳に至りては

【同　同】帝嚳高辛者　黄帝之曽孫也……曆日月而迎送之……其動也時、其服也士（此士字に就きては説あり、本書後に出づる士字攷なり、後に思ひ合はさるゝ所あるべし。此一語は即ち立泉のことを證するもの）帝嚳溉執中而徧天下

とあり、此時よく中を執りて四方を正し、以て天下を治めしことを知るべし。此記文は、察するに馬遷之を古傳に受け、其儘之を記載したるものと思はる。文中の『其服也士』『溉執中』の二語は其意義高古にして、史記制作時代の思想及び文體にあるまじく思はるればなり。前の一語は之を士字攷に詳説することゝし、爰には『溉執中』に就きて愚考を述ぶべし。

『溉執中』の溉は従来之を古既字なりと為し『すでに』と訓ますす習はしなり。因つて康熙字典などにもかく解して載せたり。然れども此解釋は徐廣に出で、他に其例なく、且つ之を字例に考ふるに、既を以て或は溉の古字なりといへばともあれ、溉を以て既の古字となすは、文字構成の順序を逆視したるものにて（既字先づ成りて、後ち水旁を加へ、溉字出づる順序）従ふ可くもなし。且つ之を殷周の文字に考ふるに、皆既字を用ひて現行に異なることなし。左に其實例を擧ぐべし。

右の如くなるが、(甲)は殷代文字にして、(乙)は周代文字なり。今此内、最も古形な

即

る(甲)の形を見るに、豆形の食器あり、人これに對して蹲居せり、然れども既に食し終りたれば、其頭部をなせる口は、食器に背きて見えたり。これ既の義なり。(乙)の形は其食器なるべき下基の形に少變あれど其理由は別に述ぶ大体は異なることなし。なほ既字に關聯して解すべき文字あり、よき序なれば記し置くこと、すべし。

食し終りたるを既とし、食に就くを即となす、二字對照して形義愈、明かなり。



欠＝旡　兂＝旡

この二字は説文皀部皀字は本叢巻七第七十五頁に見たりに並び出だせり。

【説文皀部】即、食也。玉篇注、就也、今也、食也とあり、从皀卪聲とあれど卪は聲のみにあらざること明かなるべし、

【同　同】既、小食也　この訓は疑ふべし、字の右傍は本来旡旡旡に作りたるを、説文は皆旡に作り、其反文なる欠を旡に作り「張口气悟也、象气从人上出之形」とし、上を气字に作りて説をなせり、故に旡も旡に作りて「飲食气逆不得息曰旡、从反欠」とし、旡を古文旡としたり、故に既(既)を解して食に就きたれども气逆出して食することを得ず、因つて小食也と訓じたるものと思はる、字形既に後出、許氏是に拠りて立てたる説なれば難從、論語曰「不使勝食既」郷黨篇こゝに引けるは今本は皆氣に作れり、而して説文の氣字の下に古文の氣字なりとて槩を出だせり、是等を通じて考ふるに、既は食を終りたる象形なれど、其字形には食し終りて之に背き、口を張りて氣を出せる象あり、依つて食氣の字とし、既と氣は通用したるものと察せらる、仍て旡旡の上部を一變し旡(气)を用いたる文字出で、周末秦初の頃一時行はれ、小篆此形を採りて一定せしめんとしたるならん、隷楷に至りても旡＝欠、旡＝旡に作りて古文の正形を傳へ、旡旡に作りたるものを見ず、以て説文體の廣く且つ長く行はれざりしものなることを知るべし。

更に經傳を按ずるに既には二義あり、一は既食の象に取り、已也、盡也と訓ずるの類。一は食して其氣を吐くの象に取り、氣と通じ、また餼と通じ、禮記中庸少しく轉じて二義を兼ね合せ、「既者盡也有繼之辭也」穀梁桓三年傳「盡而復生謂之既」同注

なる義を含むに至れり。この有繼之辭なる義生ずるに至りて、既字始めて水に從ひて漑字となりたるものと察せらる。今漑字を殷周文に索むるに、卜辭中には未だ之を見ず、唯彝銘中纔に一を見得たるのみ、左の如し、

郘王鍴（二）　舟瓠

此字明かに漑字にして、銘語は滌濯の意とし用ひ、普通の用例と異ならず。（前の史記帝嚳の條にある漑字を以て古既字なりとするの説を想起せよ、）而して此器は春秋時代の制作なること信ずべき確證ありて、（詳は奇觚室吉金文述に劉心源の考證あり參照、）疑ひなきものなり。而して

【説文水部】 　漑水也、出東海桑瀆覆甑山、東北入海、从水既聲、一曰灌注也。

とあり、説文の水名としたるは姑く措き、一に灌注也と訓じたるは、則ち字の本義なるべきことは、从ふ所の既字は有繼之辭なるによりて、明確に漑字の會意を察知し得べければなり。然らば則ち以て滌濯の義となすは、是れ灌注の一轉義なることも亦自ら明かなり。されば漑字从ふ所の既は、單に字聲のみ



にあらず、水盡きてまた繼ぎ、以て灌注の義をなせること明かなり。

右の如く、既字は早く殷代に見へ、漑字は晩く春秋時代の器に見えたり。然れども此故を以て漑は春秋時代に出でたる文字なりとは斷ずべきにあらず、されば制出の時代は二字並びに斷定しがたきものなれども、既字は必ず前に出で、之に從屬したる漑字の必ず後に出づべきは、文字構成當然の順序にして、動かす可からざる條理なり。然らば則ち前掲の古文に見えし二字の前後ある所以は、少くも此順序に相當し、相ひ戾らざるものなることは明かに認め得らるべし。

夫れ斯の如く、之を文字構成の順序よりするも、之を文字出現の前後より見るも、又之を文字そのもの、形義より察するも、漑を以て既の古字なりとする舊説は、斷じて妄誕臆測と為すべく、從ふ可からざるものなり。

然らば彼の史記本紀の文は何と讀み、如何に之を解すべき歟。熟ら彼の文を見るに、前に引ける本文中、前後互に照應し、意義聯絡せる二字あることに着目せず、前の一字を輕々に讀過して先づ誤解したれば、後の漑字に至りて

意通ぜず、仍つて溉は既の古字なりと臆測したるものなり。左に其本文を再掲し、以て従来の誤讀を訂し古意を明かにすべし。

其動也時。其服也士◎ 此士字讀みて土となすべし、字の誤りには非ず、古へは士土同字なり、後二義に分れ二字に分別したるなり、詳は士字攷に見ゆ、此文意は殷代文字に復原して説かざれば眞の古意を盡し難きも、姑く書經呂語の文を以て言はゞ土中に服すといへるに同じ、即ち臬下に服侍して天命に従ふの義なり、故に上文其動也時とありて、下に之を受けたるなり、二語互に照應し一意貫通せり、而して次の文また之を受けていはく

帝嚳溉◎ 讀みて字の若し、浣準也 執中而徧天下。

仍ち知る、溉は上の士◎ 即ち土、土中 を承けたるにて、土中に水を溉ぎ之を平かにする義にして、淮南子の所謂「高下不失尺寸、明主弗任而求之於浣準」是なり。本書第七巻四、五頁参照 文中に挿入しある帝嚳二字を除きて此十五字を通讀するに、字々聯珠の如く連なりて、一意貫通せり。文中帝嚳二字は肬贅のみ、無きに若かざるなり。窃に按ずるに、司馬遷帝嚳が故事を古書に獵りて、此十五字の文を得て悦び、採りて以て自著に收錄したるものなりしを、後人之を讀み、先づ士字の解を繆り、次に溉字の意を得る能はず、偶溉既同音なるより、之を「既に」と讀むものと考へ、仍つて妄に帝嚳の二字を增入したるなるべし。其後ち溉を



既の古字なりとする臆説すら行はるゝことゝなり、之に依りて辛うじて彼の文を疏通し得たりとなし、以て今に迄べるなり。

以上の記述により、黄帝以降帝嚳に至る、立臬作曆のことは略、明かなりと信ず、而して之に續くは次の堯代に顯はるゝ記事なれど、こは既に記したる所なれば、再び述ぶるの要なからん。唯爰に注意すべき箇條を左に摘出し、此項を終るべし

一、文字制作の原則は、黄帝に至り、史皇倉頡によりて、立臬測天の圖象之に加へられ、かくて大成せられたる事。但、立臬測天のことは、黄帝時代の創造なりとする證跡はなし。

二、黄帝の時初めて史官の名あり、其職務は其名の如く測天の官にして、且つ文字制作の官なりし事。

三、右に由り、當然の結果として史官は祭祀に關與し、又文書を掌る官となりし事。

四、顓頊の時、測天の法及び祭祀は民間に亂用せらるゝ程に普及周知せられたる事。その中誤りたる方法もあり、又迷信も伴ひたるべきは察するに餘りあれど、兎も角も一般に普及せられたるは否むべからず。

卿＝鄕＝饗（本同字）

五、右の結果其弊に堪えざるより、民間の測天及び祭祀を禁止し、堯代羲和の祖先たる重黎二人を天地の官とし、之を匡正したる事。

六、帝嚳に至り、大法整備したれば、政教大に張り、道德を弘布したる事。

七、斯の如くにして堯に至り測天の法大に進歩し、四時各其中星を觀測し得て、愈精密を加へ、一歲の正確なる日時を數へ、以て民に時を授け、百工興起したる事。

【書正義】堯典雖虞事、本虞史所錄と又【大戴禮】虞史伯夷曰、明孟也、幽幼也、明幽雌雄也とも見ゆ、こは後の事なれど虞史の名を見るがまゝに記しおきぬ、

〔附記〕 皀（食）につくを卽＝□となし、皀（食）し終りたるを旣＝□となすことは前に述べたり、序なれば爰に卿饗字の古形を揭げて其象を觀ることゝすべし。

皆卜辭 相對シテ食ヲ共ニスルヲ卿トナス

相ひ對して食を共にし、互に禮節□又は□に作る、人禮節あるの象にして、□に作るもの是なり、今は節字を以てあるを卿となす。天子の卿と呼ぶは、此禮遇を賜はる臣を稱するなり。此字また用ひて鄕と爲し、鄕黨の鄕、故鄕の鄕、皆書故親交を表しての意味あるが故なり。また饗となす。饗應の饗、また此象より出づ、本皆一字なりしを、後少變して各、專字出でたり。後に見ゆ

此字从ふ所の□□を、或は□□に作れるものあり、左の如し、

又卜辭に見ゆ

又卜辭、此レ蓋シ旣字繁文ならん、姑ク爰ニ存シテ後考ニ備フ

毛公鼎　克鼎　虢季子白盤　吳彝 積古

吳尊 古籀補　小子師敦 同上　白御鼎 周文存　寧罍敦 同上

父丁敦 攈古　公違鼎 周文存　朕敦 同上

右は周代文字なるが、中には皀に作らず食に作りたるもあり、左の如し。

齊侯鎛　嘯堂、

邦公鐘、古籀補、

敦卣、古籀補、

仲考父壺、嘯堂、

師虎敦、攈古、

右の如く、或は皀に从ひ、或は食に从ふの二種あるより、 の類を卿となし、 の類を饗となす説も出でたれど、銘文を通じて之を一考すれば文意には二形に差別なく或は卿となし鄉となし、また饗となし、唯文意によりて三義の異あるを知るのみなり。されば卿鄉饗に分別せられたるは周末秦初なるべし、説文には三字各異なれり、左の如し。

【説文卯部】 　章也、六卿、天官冢宰、地官司徒、春官宗伯、夏官司馬、秋官司寇、冬官司空、从卯皀聲。

【同䣈部】 　國離邑、民所封鄉也、嗇夫別治、封圻之内、六鄉、六卿治之、　从䣈皀聲　（皀は聲のみにあらず、食に作りて聲に關せざるもあり）

【同食部】 　鄉人飲酒也　从食、从鄉、鄉亦聲



また、説文に嚮字なし、此を向背の向となすは、面相ひ對するの義にて、則ちまた卿字の一轉義なり、古文は卿を以て嚮を兼ねたるなり。（嚮をサキとに用ふるは鄉を本字とす、音通借字なり、鄉は俗に晌に作れり、また鄉字音に从ひて響となれるも、相ひ對して起る音の義にして、また卿に出でたるなり。）

## 第四章、一史官天下の文字を統一す。

按ずるに文字は史皇以降、歴代皆史官の手に成れるなり。故に文字に統一あり、字々關聯あり。故に六書の目あるなり。春秋に至りて字義亂れ名は實に添はず（故に孔子曰必也正名乎）戰國に至りて字形亂れ、諸國文字を異にす（説文序）秦小篆を作り、之を統一せんとし、果さずして亡べり。此時文字の亂雜甚だしく、其極艸、隸、楷、行、紛然として簇生す、（秦末漢初の木簡古器物に實見し得べし）漢之を承けて正名に力を致さず、便ち徒隸の體を採り、民間俗體の横行に委せり、故に字々多く舛偽し、且其偽體に據りて説を為すあり、殆んど收拾すべからず。後漢の許愼之を憂ひ、説文解字を著す、首文を建て屬字を定む、文字貫聯して網の目あるが如く、字々交錯して而も條理あり、之を貫くに六書を以てせんとせり。所掲の字形と

其解説と、悉くは從ひ難しと雖も、古への文字組織の大綱は、是に依りて略、察し得べし。

近時古器物の出土と、印刷技術の發達とにより、殷周古文の眞蹟を目睹すること容易なり。之を通覽審諦するに、愈、古文の作意明かに、且つ文字に關聯統一あることを知り得べし。然るに等しく許書に通じ、等しく此等の古文を學べる人々にして、其説一ならず、統一ありと信ずる士は、文字は一人の手に成れりとし、或は數人の合議制に成れりとす。又之を信ぜざる士は、文字は民衆の手に成り、意に任せて之を作れりと為す、然も六書の目を棄つるに非ず、此説最も支離撞着せり。

余謂ふ、古文統一あり、然も自ら系統を異にするものあり、則ち一人の作にあらず。又時代によりて新たに出づるものあり、則ち數人合議して一時に之を作れるものに非ず。又同時代の作にして異文同字甚だ多し、是れ蓋し任意に作ると為すの説ある所以、然も之を熟視するに自ら法則あり、是れ作者各、新意を競ひ、巧を盡す所以にして、決して任意に妄作せるものにあらず、則ち統一する所以のものあるなり。



既に一人の作にあらず、又數人の合議によりて成れるにもあらず。然るに統一あり、關聯あること、許書の例に似たる所以のものは何ぞや。又作者各、意匠を凝し、新に異形を造り、競ふて其妙を誇耀するものゝ如し、然も其間自ら法則あり、故に二三千年後の今日之を見て、尚能く其意を察し、其義を解し得る所以のものは何ぞや。蓋し各時代を通じて之を統一するものあり、よく多數の作者に原則的指導を與ふるにあらざれば、曷んぞ能く斯の如くなることを得んや、之を統一する方法果して如何。

又思ふに、殷には自ら殷代の作例あり、周には自ら周代の作例あり、時代の然らしむる所なりと雖も、一に此理由のみに由りて解し難き統一あり、如何にして能く斯の如きを得たる歟。

凡そ古文に溯りて、字源を究めんとする學者にありては、自ら如上の疑問に觸るゝあらん、而して各、異説を樹つる原因は大抵爰に出づるなり。余もまた曾て此疑問を抱きたりしなり、然るに偶、周禮大史以下の各職を通覽熟讀

し、始めて其の然りし所以を知り、快然疑念を一掃し得たるなり。

【周禮、春官】外史掌書外令。〔鄭注〕王令下畿外。　掌四方之志。〔鄭注〕志、記也、謂若魯之春秋、晉之乘、楚之檮杌。　掌三皇五帝之書。〔鄭注〕楚靈王所謂三墳五典。〔賈疏〕按孝經緯云、三皇無文、五帝畫象、三王肉刑、又世本作云、蒼頡造文字、蒼頡黃帝之史、則文字起於黃帝、今此云五帝之書爲可、而云三皇之書者、三皇雖無文、以有文字之後、仰錄三皇時事、故云掌三皇之書也。　掌達書名于四方。〔鄭注〕謂若堯典禹貢、達此名使知之、或曰、古曰名、今曰字、使四方知書之文字得能讀之。〔孫疏〕同邦國之文字、與保氏大行人爲官聯也。　注云、謂若堯典禹貢達此名使知之者、謂此書名即指古書之篇名、廣雅釋詁云、達、通也、古書篇名、亦學者所宜知、故外史通達布告之四方、若後世目錄之學是也、云或曰古曰名今曰字者、此別一說、以書名爲文字、保氏所掌六書是也、大行人九歲屬瞽史諭書名、注云書名書之字也、古曰名、此注說與彼同、聘禮記云、百名以上書于策、不及百名書于方、注云、名書文也、



今謂之字。——說文敘云、倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文、其後形聲相益、即謂之字、字者言孳乳而寖多也、箸於竹帛謂之書、書者如也、案審聲正讀則謂之名、察形究義則謂之文、形聲孳乳則謂之字、通言之則三者一也、中庸云書同文、管子君臣篇云書同名、史記秦本紀琅邪臺刻石云書同文字、則名即文字古今異稱之證也、說文敘云、黃帝之史倉頡、初造書契、及宣王大史籀箸大篆十五篇、與古文或異、明史官通職、並掌書名、以此及大行人二職言之、古書篇名無勞達諭、書契之用通於政俗、外史掌方志并達書字、以正違誤辨疑惑、其事相因、或說不可易也。　左傳杜敘云、周禮有史官、掌邦國四方之事、達四方之志、孔疏謂、杜即據此達書名、爲達四方之志、案此官雖掌方志、然與達書名不相涉、杜說非經義、不可從。　云使四方知書之文字得能讀之者、謂以書名之形聲達之四方、使通其音義、即後世字書之權輿也。

若以書使于四方、則書其令。〔鄭注〕書王令以授使者。〔孫疏〕注云書王令以授使者者、謂書以授大小行人之屬、

とあり、此孫詒讓の疏は極めて明瞭なり、正しく經意を得たるものといふべし。元來文字は史官の制作に成れるものなれば、之が統一もまた史官なるべきは當然の職務なり。而して凡そ文字の大用をなす所以は、之をして統一あらしめ、且つ廣く普及せしむるにあり。然らざれば文字ありと雖も其用を為さゞるなり。周禮に於て外史をして之を掌らしめたるは、極めて當を得たるものといふべし。而して外史は、內に對しては、子弟敎育の任にある師氏、及び保氏の職と關聯を保ち、以て正しき文字の統一整理に努めたるべく、又外各國の諸侯に對しては、大行人の職と關聯して、中央制定の文字を普及せしめ且つ統一あらしめたるなり。先づ保氏職を按ずるに、

【周禮、地官】保氏掌諫王惡、而養國子以道、乃敎之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭此馭字正字正用之五曰六書、六曰九數、乃敎之六儀、一曰祭祀之容、二曰賓客之容、三曰朝廷之容、四曰喪紀之容、五曰軍旅之容、六曰車馬之容、云々こゝにある六書に鄭衆注して、象形、會意、轉注、處事、假借、諧聲なりとし許氏と異れり、本書第四巻三十二頁と參照【孫疏】說文敍云、



周禮八歳入小學、保氏敎國子、先以六書、一曰指事、此名目自ら古にあらざるを覺ゆるなり、班固が傳へし象事の名の、妥當にして且つ廣きに若かず、然も其義二者異れり、此指事の名目は蓋し秦小篆を作れる時、周の名目に從ふことを欲せず、仍つて強ひて妄改したるものならんか、なほ下を見て察すべし、指事者視而可識、察而可見、上下是也、指事を解するに上下を以てす、上下豈之を事といふべけんや、上下とは天地君臣といふが如く、位にして事に非ず、古書に曰く物有本末事有終始と、上下豈終始ある可けんや、凡そ本文六書各名目の下にある六條は注語にして本文に非ずと為すの說あり、愚按ずるに此六條は蓋し許氏の舊にはあらずして、後人の加へたる注なるを、轉寫の際誤りて、本文に竄入したるなり、然るに後學の徒、許書を尊信するの餘り、上下を以て事と為すの是非を辨ぜず、只管文意に迎合しての說を為し、遂に自ら悟らざるなり、故に此六條の注に關する後人の所說、愈細密にして愈明快ならざるなり、許書六書の名目其半ばは既に甚だ疑ふべきものなり、余等先周の古文を學ぶもの、寧ろ之を去りて班固の六書に就くに若かず、況んや之が注語に於てをや、二曰象形、班固の六書目次象形を首とせり、自ら古意に合す、然るに此には指事の次に出せり、則ち後世の改作する所、察すべし、象形者畫成其物、隨體詰詘、日月是也、此注、形を說きて象を說かず、故に後學の徒象形の正解を得ず、唯物形をのみ指してこれなりとし、遂に眞の象形を覺り得ず、是れまた此注の罪なり、三曰形聲、形聲者以事為名、取譬相成、江河是也、形聲の名また妥からず覺ゆ四曰會意、會意者比類合誼、以見指撝、武信是也、班固は象意の名を以て之を傳ふ、含包廣くして佳なり、後人之に代ゆる

五曰轉注、轉注者、建類一首同意相受、考老是也、六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長是也、漢書藝文志云、周官保氏掌養國子、教之六書、謂象形、象事、象意、象聲、轉注、假借、造字之本也、衆處事、許作指事、班作象事、諧聲許作形聲、班作象聲、次第先後亦與先鄭差異、要其義一也、晉書衛恒傳、四體書勢云、夫指事者在上為上、在下為下、象形者日滿月虧、效其形也、形聲者以類為形、配以聲也、會意者止戈為武、人言為信是也、轉注者以老壽考也、假借者數言同字、其聲雖異、文意一也、衆衛説足申許義、惟假借者一字數義、古無異音、衛言

（に會意を以てす、殆んど釋解の語に似たり、亦た古語にあらざるを知る可し、）

（下に孫氏の明解あり従ふべし、）

（假借は聲に依るのみにはあらず本書中例多し、）

（余常に般周の古文を觀、六書を以て之を察す、獨り班固傳ふる所の六書の目、よく之に合し、遺漏あること無し、他の六書の目は、或は合せず、或は遺漏あり、以て周以前の古文を律するに足らざるなり、是れ余が班固所傳の六書目を以て古造字の眞法則を傳ふるものなりと斷ずる所以也、）

（班、鄭、許、三氏傳ふる所、其名目、其序次、各異ありて一ならず、其意義また隨つて異なるものあり、然るに今人深く察せず、輕々に看過し以て同意異語と為す、孫氏の明敏を以てして亦た其義を一なりとす、讀者妄從せず明かに之を察すべし、本書之を先周の眞蹟に照し、以て其妄を辨ずべし、今茲に悉く之を述ふるに便ならず、隨處適宜に其實例を舉示せんとす、）



聲異、殆未達古音矣、徐鍇説文繫傳云、轉注者、建類一首同意相受、謂老之別名有耆有耋有耄有耋、又孝子養老是也、一首者謂此等諸字皆取類于老、則皆從老、轉注之言、若水之出原、分岐別派、為江為漢、各受其名、而本同主于一水也、江聲曰、説文解字一書、分部五百四十、即建類也、始一終亥、即一首也、云凡其之屬皆从某、即同意相受也、衆徐江説是也、（此轉注説は説き得て甚だ佳也、江聲の説特に透徹せり、以て紛々たる衆訟を裁斷するに足る、）

右の如く、王の畿内に於ては、學校に於て、文字構成の原則として六書を教へたること明かなれば、その教師たる師氏保氏は、必ず外史と連絡を保ち、外史は畿外諸侯に對し、六書の正則と、正體書、及び新制出の書を傳へ、以て内外の統一と、其普及とに努めたること、察せらる、師氏に就きては、

【周禮、地官】師氏掌以媺（美）詔王、以三德教國子、一曰至德、以為道本、二曰敏德、以為行本、三曰孝德、以知逆惡、教三行、一曰孝行、以親父母、二曰友行、以尊賢良、三曰順行、以事師長、
……掌國中失之事、以教國子弟、凡國之貴遊子弟學焉

〔鄭注〕貴遊子弟王公之子弟、遊無官司者。

とあり。按ずるに師氏保氏の上にあり、共に小學に教ゆ、而して保氏は教ゆるに道藝を以てし、師氏は教ゆるに德行を以てす。之に依りて察するに、例へば保氏先づ六書を授くとせん、曰く、中は日晷の圖法に出づ、日景の兩端を取り、中折して臬を指すの形に象る、即ち象形なりと。師氏は則ち之に敎へて云ふ、堯曰く咨爾舜、天之曆數爾の躬に在り、允に其中を執れ、四海困窮せば天祿永く終らんと、中を執るは獨り帝王の道たるのみに非ず、人々中道を躬に取りて之を行ふべし、之を中庸といふ、常に之を守らば一家平和にして、天祿疆り無かるべしと。保氏師氏の關係蓋し斯の如くなりしならんか。果して然らばこの二氏の教の出る所唯一にして相ひ乖戾せず、所謂文は道なるものにして、文字と道德と、渾然として一體なり。古の教學欽仰すべき哉。且つ夫れ二氏の教への因りて出づる所、また文字を定むる史官にあること明かなり、史官の任たる重大なりといふべし、此重大なる文字の基礎を定めたる倉頡を以て、史皇と稱し大聖と崇め四目靈光、爲百王作書、以傳萬嗣と讃歎したる倉



頡廟碑の銘文も、決して溢美の言にはあらざるなり。倉頡廟碑のことは「史皇倉頡」に詳なり、

さて外史が大行人と連絡して、諸侯の文字言語を統一する趣きは

【周禮、秋官】大行人　掌大賓之禮　及大客之儀　以親諸侯〔鄭注〕大賓、要服以内諸侯、大客謂其孤卿、　春朝諸侯而圖天下之事　秋覲以比邦國之功　夏宗以陳天下之謨　冬遇以協諸侯之慮　時會以發四方之禁　殷同以施天下之政　時聘以結諸侯之好　殷覜以除邦國之慝　云々とあり、以て大行人の職を察すべし、此文尚長し省けり、詳は原經に就きて見らるべし、さて下に

七歲屬象胥諭言語協辭命 象胥は譯官也 九歲屬瞽史諭書名 書名は文字のこと前に詳なり 聽聲音　十有一歲　達瑞節　同度量　成牢禮　同數器　脩灋則 云云〔鄭注〕七歲省而召其象胥、九歲省而召其瞽師、皆聚於天子之宮敎習之也〔孫疏〕此謂行人召候國之象胥瞽史、來至王國、則於王宮內爲次舍、聚而敎習言語辭命書名聲音之等也

と見えたり。されば七年目毎に各國の象胥譯官を召集して、言語辭命を協諭し、九年目毎に全範圍の諸侯に屬する瞽樂師史の官を召集して講習を行ひ、瞽に

は律呂の音聲を正し、史には文字の作法を正し、（又十一年目毎に瑞節以て度量等を正したること）以て中央たる王畿の定むる所に則らしめ、全範圖内を統一整備したるなり。是に由りて察するに、かく王宮内に於て嚴正なる講習を受けたる史官等は歸國の後、各、自國内の文字聲音を統一せんが為に、又夫々講習を行ふなど、適當の方法を設けたることなるべし。

【國語、周語】瞽史教誨

【同　楚語】臨事有瞽史之道

とあるも思ひ合すべく、又

【漢書藝文志】古制書必同文

とあるも、かゝる法則の備りたればこそと、今更に思ひ合されて、疑ひなく默會玩味し得らるゝなり。

以上によりて明かに知る、文字は中央に於ける史官の手に成り、六書の目によりて之を學校の敎官に授け、以て王畿に行はしめ、一面には諸侯の史官に授けて之を地方に行はしめ、以て全範圖の統一を期したるなり。是れを周代に於ける文字統一の制度となす。

殷以前の制度は今知る可からずと雖も、周を以て之を推すに、蓋し甚だ異ることなかるべし、唯三代漸を以て其制備はり、周に至りてかく完備したりと考ふるのみ。



涖

さてかくて翻りて周禮大史職本文の續きを顧るに

〔本書四十二頁の大遷國抱灋以前の文に續く〕大喪執灋以涖勸防（勸防とは引柩なり）遣之日讀誄　凡喪事攷焉　小喪賜謚（鄭注）小喪卿大夫也　凡射事飾中舍筭執其禮事

とありて大史職の文は終れり。王の大喪には法を執りて、引柩の式場に涖みて遺失を正し（文中の涖字注意すべし、字は水に从ふて水平の義を表し、位に从いて正位の義を表すなり）、誄を讀み、謚を賜ふこと、また如何にも大史に相應はしき役目なり。而してこの最後にある、射事に飾るところの中を以て、史字从ふところの中なりと見て説を立てたるは前に掲げたる王氏の據る所なり。而してこの射の的にもまた侯中の名あり（本書第七巻三十九頁に見ゆ）、この侯中の中を以て正中の中と為すは高田氏なり、並に

天下の大本たる義に合せざるは、既に述べし所にて明かなるべし。蓋し簿書を中と名づくる所以のものは、史之を取るに因みてなるべく、又射侯の中は自ら字の本義に準へしなるべく、盛筭の中は射の命中に因みし祝語に外ならざるべし。要するに是等器物の名稱は多く假借に出ること古今同じ、況や是等射事の名稱、皆盛周時の繁縟なる儀禮にして、決して前古質樸の時代にあるべからざることなりと思はるゝおや。

## 第五章、―史字異文を攷究して、史事の字形に及ぶ。

緯書中、往々ある史字を指摘し、其立字の原義を説きたるあり、首肯し難きもの多けれど、中には古義を如實に傳へ、所謂古道顏色を照すの感あるものあり、左の如きも其一なり。

【春秋元命苞】屈中挾一而起者為史 史之為言紀也 天度文法以此起也

上来既に攷究したる史字の形義、及び周禮の史職を讀過せられし讀者は、此言に逢着して、果して如何の感ありや、其下半に言へる所は、眞に史字の古義



を發揮したるものなるに一驚せられたるべしと信ず、余もまた之を一讀したる當初、文の下半は、眞に古傳に承けたるものとして、且つ驚き且つ喜びたれど、其前半は史の古形に合せざるものとして慊焉たらざるものありしなり。そは此文、上に屈中とあれば、一は既に中字に含まれ在れり、然るに下に更に挾一の二字あるは無用に似たり、若し此文の如く史字を作らば史の如く作らざる可らずと考へられたるが故なりしなり。然るに史字周代の作中史の形あるを知るに至りて、挾一の二字ある所以を悟り得たり。

史は天度を測るの象にして後に掲ぐる丙圖参照未だ地上に布ける日景を見ず、則ち一を挾まざるものなり、一なるものは日東に出で孟めて生ずる日景なり、所謂帝の寳に出づる是なり帝字攷参照一日を以て言へば、日東に生ずるの時にして日の初めなり、一年を以て言へば、春の孟にして歳の首なり暦を以て言へば則ち紀元にして建國の肇なり。一に元始の義あるは此故なり。史字一を挾まば即ち史となると解するも不可なけれど、そは却つて拙きに似たり、如上の深義明かならば、寧ろ彼の挾一の二字は、史字中の要點を提示し

たる文意なりと解し、屑々たる小理に拘泥せざるを可とすべし。かく思ひてさて彼の文の下半を讀まば、史之爲言紀也とあるもの、胸膈に響きて聽え、史字の原義に於て更に大に得る所あるを痛感すべく、天度文法以此起也とあるも一層明瞭となり来るを覺ゆべし。

史字古文また異形多し、其種類は既に前に出せる所の如し、然るに今一形あり、敍述の紛糾を避けんが為め、特に之を玆に掲出することゝしたり、其字形左の如し。

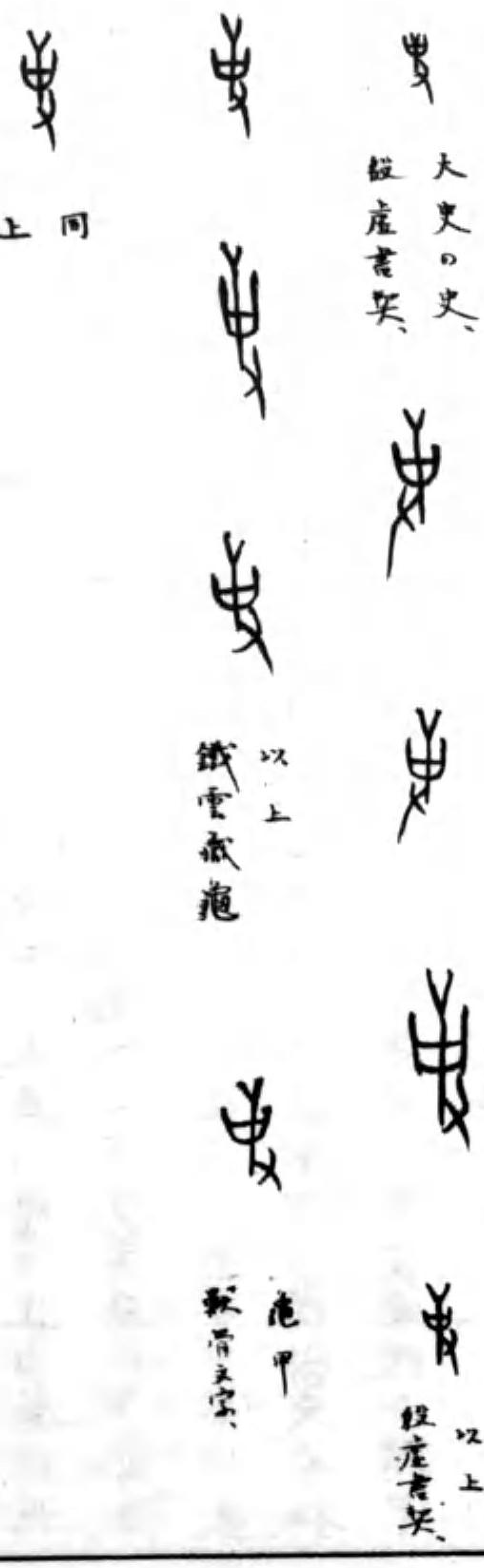


右の異文は中を中に作れり、之を中字異文の例に徴するに左の如し、

是に由りて知る、中はまた中字の一體なることを。然らば則ち史も亦中と同じく中を又るの字にして、史字なること疑ひなきものなり。中は既に詳述したる如く東西の兩端を取り、之を折中して正南北を指すの形に象れるなり、故に其中直の丨は子午線にして、必ず南北を貫通せざる可からず、然るに中は丫に作りて、上形正南を指さず、而して上天の左右を指せり。仍つて按ずるに、此字日景の兩端を取るにはあらず、直ちに日の位置を指せるなり。此則ち日の東西二點に於ける同高度を測定し、之を折中し、以て中を取るの形なり。

【周髀算經】冬至晝極短、日出辰而入申、陽照三、不覆九、東西相當正南方、

とあるものは即ち是なり。

今之を圖示すれば左の如し。

甲圖

冬至日ノ出入ヲ測リテ子午線ヲ得ルノ法

陽照三とは巳午未の三を照すを謂ふなり

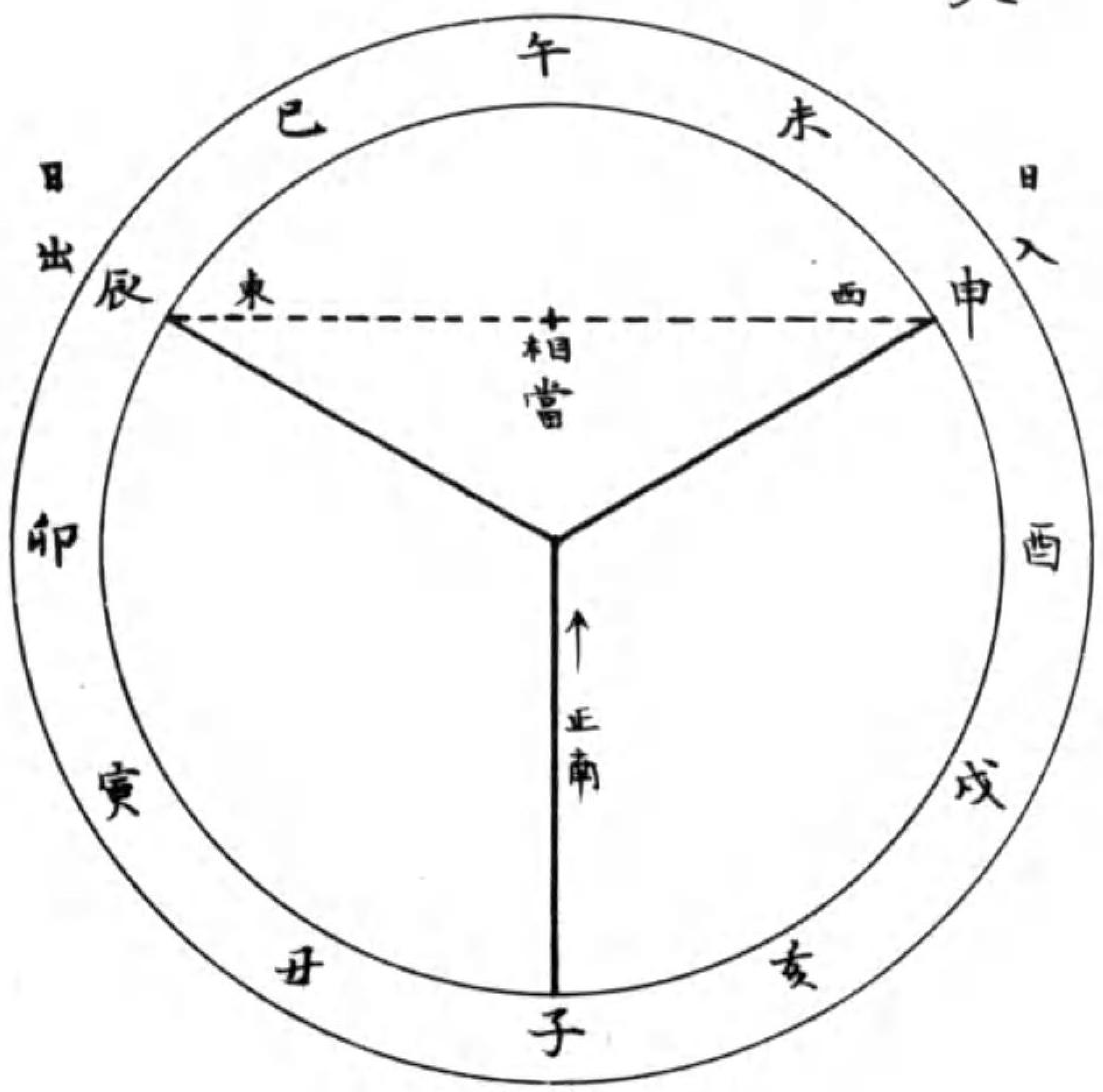


不雨復九とは日申に入りて辰に至る九をば日照さず之を不雨復と謂ふなり、

異形の史字从ふ所の丫は即ち此形なり、是に由りて知る、單なるものは、下は日景によりて得たる土中に从ひ、上は日行を測定して得たる天度に應ずるの象なることを。故に此字ヲに从ひて史字となす、史に作るものと義同じ、而して後分割して吏、使、事に用いらるゝは此形



を取りて次第に變化したるなり、後に詳す

此周髀によりて得たる圖は、獨り單字从ふ所の丫の形義を解し得べき根本資料たるのみならず、凡そ丫に从ひ、若くは丫の變化によりて生じたる多くの古文字形を確知し、且つ其字義を明解し得べき貴重なる資料なり。例へば、

(一) 丫は干字の古文丫と同形なり、則ち干の因つて出でたる根本義を解し得べきこと。

(二) 説文は干字の下に於て、丫を反入なりといへり、丫を反せば人(古文)の入字となるが故なり、之によりて忽ち入字の原義を知り得べきこと。

(三) 古文の單字は單に作れり、其丫は即ち是なり。

(四) 戰字、獸字の古文もまた丫形に從へること。

是等の字々に就きては、項を改めて細説することゝし、吾人は右の圖形によりて、更に幾多の圖形を得らるゝことに留意し、かくて得たる圖形は、又幾多の古文字形に合するものありて、よく字の原義を明詳にし得ることを知ら

ざる可からず。

乙圖

甲圖によりて此形を得 是れ明かに古文▽(丁)字の形なり 是によりて難解なりし丙丁二字の正解を得たり 説後に出づ

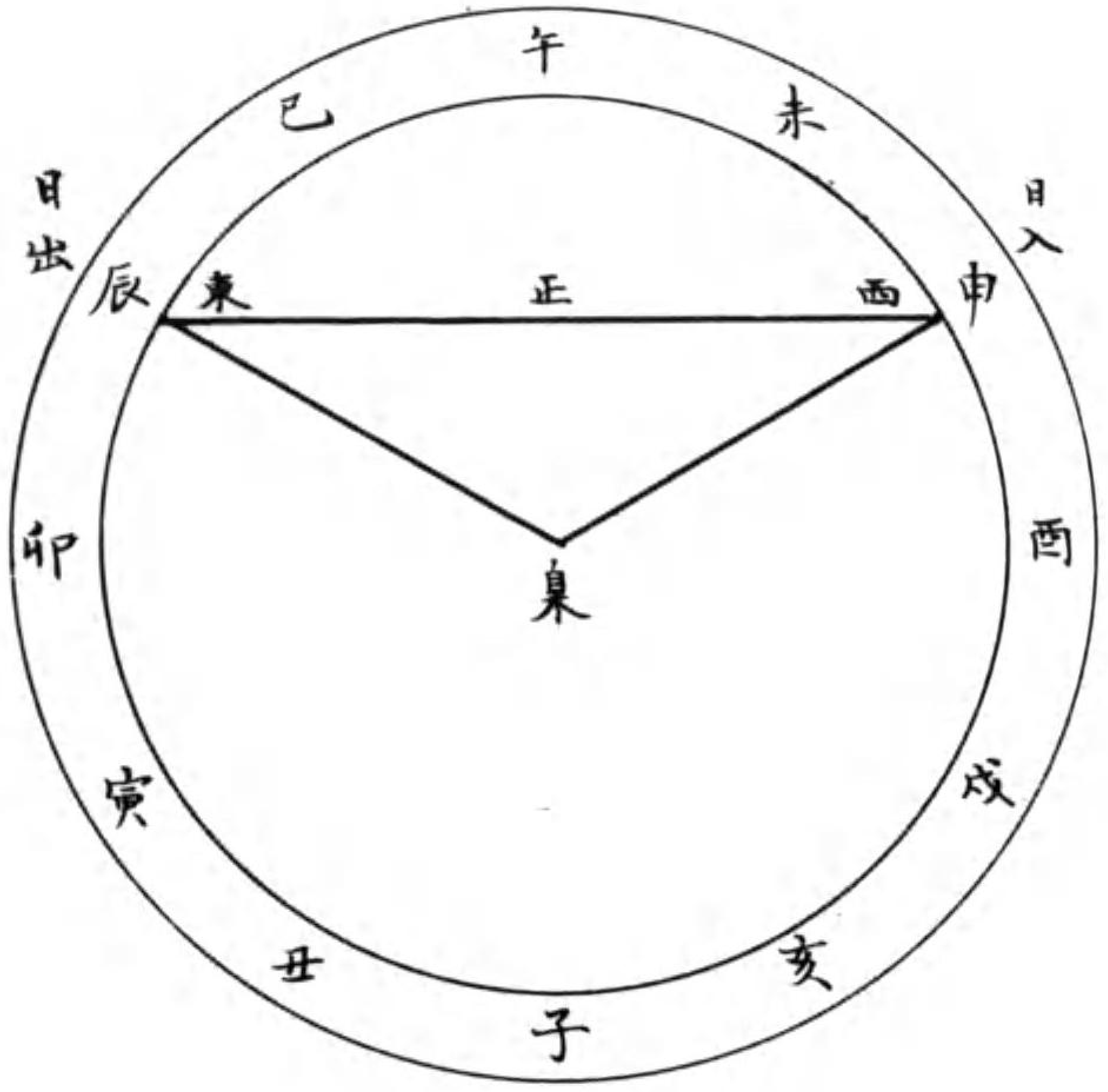


この三角形は、其理日晷によりて畫ける◡と等しきものなり、之に由りて久しく解し難かりし、古文口字の一體に▽に作りしものある所以を悟り得たり。説文口字の古文は皆▽に作れり、彝文にも往々見る所なり。





丙圖

[glyph] 字形 即ち中字なり 本書第三巻六十一葉中字の條參照 又、第三巻ノ首甲表ノ24午字と通用の[glyph] 此に同じ、[glyph] [glyph] (右下ニ)

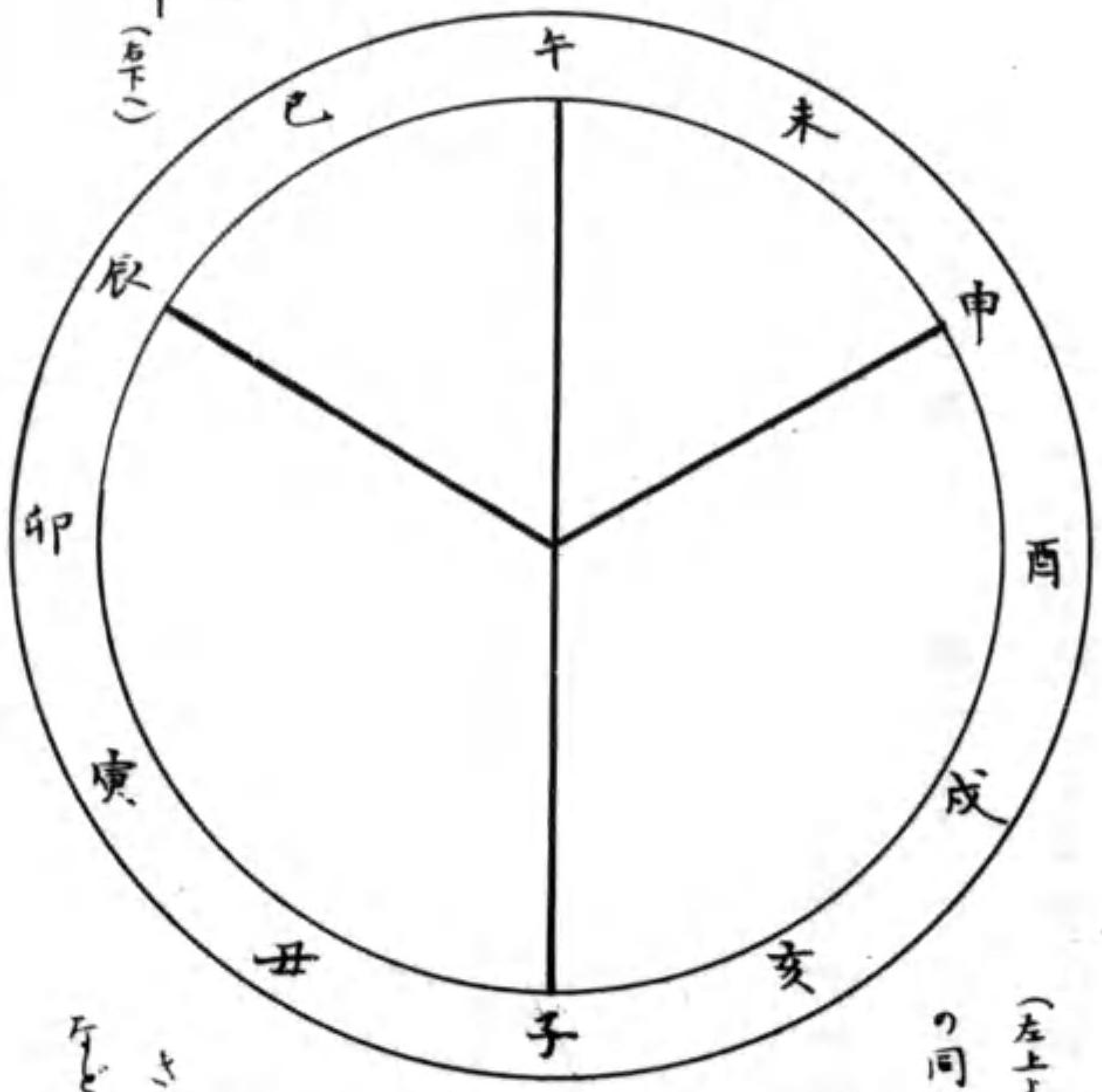


(左上より)の同じきは[glyph]の同字なるを以て知るべし。又、是によりて、午字と中字に通用の理あることを明白に知り得べし、又、此形より見れば、これも亦た鳥跡なることを知るべし、故に此形を小變し、手の働きを示す文字[glyph]などに用ひたることも知るべし

さてこの乙、丙、の二圖によりて、史字より分別せられ、且つ一變して成れる事字の古形を解し得、

【説文史部】事 職也 从史、之省聲。

史字の下に曰く記事者也、史下に曰く治人者也と、則ち知る、三字本同字同義なることを。上の中形は之字㞢の形に似たり、故に其形を省き、字聲は之に从ふ」と見たるに似たり、果して然るや否や次第に

明ならん。〓古文事。これは小徐本なり、大徐本は小異あり〓に作れり、古文の上形㞢形をなす、故に鍇は此則「之字不省」といへり、然れども之を彝銘に徵するに一も㞢形に作れるものなし、是に就きての疑ひは次に詳なり、又鈕氏は下の寸に从へるを疑ひ恐らくは譌ならんといへり。又、吏は前に云へる如く説文には別出し、其形を〓に作れり、然れども事と同字なることは、玉篇にも事を吏に作れり、故に鈕氏も事吏別つこと無しと云へり。

左の如く、从ふ所の〓を或は〓に作れるは、前に述べたる如く、同一の理あるが故なり、又、○に作れるは畢竟する所天運の形にて、同じ意味あるが故なることを察すべし、之を彝銘に徵するに、また三形を通用せり、左の如し。

爰に至りて知り得べきは、殷代史字の異文に〓の一體あり、史事を分別するの便なるを覺え、其必要を感ずるや、周に至りて上を丫と略同意なる屮に从ひて作り、以て事及び吏の字とし用ひ、之を史と別離したりしこと是な





り。かくて史と事とは分別せられたれども、なほ事吏使を分別するの必要あり、仍つて〓（吏）を別ち、更に人を加へて〓（使）となり、遂に各、獨立したるなり。

更に上掲事字古形を熟視するに、屮を變じて丫に作り、中央の線を左へ屈したるもの多し、之を字例に按ずるに、左は東方震を指す、是れ屮の東方に起りて次第に西方に往くを示す象意なり、仍て知る説文事下に『之省聲』とある『之』は聲のみにあらずして意を兼ねたるものなることを、されば説文に掲げたる古文に、上を㞢（之）に作りたるものは、本と丫に作りたるものより意を受け、更に一層其意を明示せんが為に、㞢形に作りたるものと察せらるゝなり、若し然らんには彝銘中また必ず『之』に从へるもの無かる可からずと、常に之を念ひたりしに、後果して之を獲たり。

伯矩鼎、筠清、

之に往の訓ある所以は前述の理由にて略、明かなるべし、説文に『之』を艸木の上出なりと説けり、これにも深意あり、後に詳なり。

此文の上形は尤も明晳なる之字なり、是れ實に説文古文の據りて出づる所なり。此屮丫㞢㞢の關係と、作者の意匠とを知り得たることは、從來種々の疑問ありし『之』字の古形と其古義とを明かに解釋し得べき基礎的材料な

りしなり。そは後に「之」字に關係ある字々を說く條に於て再び述ぶべし。

以上述ぶる所によりて『事』は實は史字に出でたること、及び其上形が、丫より屮に、又屮より彐に變じ、彐の意を承けて更に㞢となり㞢となれる次第と、其理由は、明瞭なるべしと信ず。

彝銘中また一の奇なる事字あり、興味深き作意なり、左の如し。

齊侯罍、積古、

余初め此字を見たるも其意を得ず、怪疑決せざりしが、後ち个字を解するに至り始めて其作意の奇にして妙なるを喜び、此字を見る每に微笑を禁じ難きものあり。上の个は明かに鳥跡にして个（午）の小變なり、下は又にして之を取るの意なり。細說すれば个は午なれども未だ定まらざるの象なり、故に之を定めて取らんとするの意なり。即ち事と同意なること明かなりといふべし。これ即ち班固が六書の象事なること極めて明白なるものなり、而も此字あるによりて个 ᄉ ㄋ の類は皆原と个を小變して作りたるものなることを推斷すべき有力なる一證左にして、文字溯源の上に、極めて尊重すべき資料なり。而も此字の下形、又に作れるものも亦是れ鳥跡にして、上下二箇の鳥跡を合して作れり、其作意の妙、玩味して盡くることなし。

## 第六章　結　語（說文の史字解と後世の史職）

殷周通行の史字古形と、其古義を研究し、且つ之に關する文獻を涉獵して得たる所は、概ね敍上の如し。今本論を終結するに當り、之を總括し簡約せんとせば、畢竟するに再び說文の解を顧み、或は之に修訂を試むるを以て、其捷徑なりと思はるゝなり。

【說文部首】 　記事者也　从又持中　中正也　凡史之屬皆从史

とあれど、是れ實に漢代に於ける史官の任務を云へるに過ぎず。許氏漢に事へて此書を著し、以て上る、勢ひ忌諱を避けざるべからず、說文を通讀するに、往々筆端拘束せらるゝに似たるものあるは、蓋し之に因る歟、此條も亦た之に由りて然るか、なほ稽ふべし。若し眞に上代に於ける『史の名』を明かにせんとせば、

史　日官也　治歷作文字　而統之　掌書志　从又持中　凡
史之屬皆从史　又事吏二字を別出し、吏を以て一部に屬せしめたるは非なり吏は當に事下に重文とすべきなり、

などある可きなり。上代史官の任務を簡約すれば、略右の如くならん、之を許氏が述べたる後世の史の職務に比するに、其輕重小大、霄壤の差ありといふべし。上代史官の作歷造字の大任は、周末に至りて王制と共に亂れ、孔子復禮の努力も空しくして秦に至り、漢に迄びて徒隸の書となり、天地に則る人文遂に其象を失ひしかば、史もまた隸書唯だ『記事者』となりしなり。聖人作書の道絶えて以來二千年、人々只管己が胸臆に道を求め、遂に經天緯地の象たる人文に緣り直ちに天地に參するの捷徑を失ひ了れり、嘆ずべき哉。

學倉篇第九卷　終



# 學倉篇第十卷

學蒼　葛城理平

## ◈聖字攷　─附　聽字─

其一、……聖字の許說と、諸家の見解。

古來大智にして大德あるを聖といひ、之を尊崇すること殆んど神の如し。然るに其字の形義未だ詳ならず。先づ許氏の說を見るに、

【說文 耳部】聖　通也　从耳呈聲

とあり。此通也の訓に就きては、段玉裁曰く、

邶風 詩の凱風　母氏聖善、　傳云、聖叡也　と先づ異訓を擧げたり、蓋し竊かに許訓に慊らざる意をほのめかせしなるべし、

小雅 詩の小宛　或聖或否　傳云　人有通聖者　有不能者　とあるを擧げて通也の訓に意を導引したり、

周禮 大司徒　六德教萬民　智、仁、聖、義、忠、和、　注云、聖通而先識　洪範曰　睿作聖　凡一事精通　亦得謂之聖

【訂正】產物は產萬物の誤

といひ、又聖字の耳に从へる理由に就きては、

聖从耳者謂其耳順　風俗通曰　聖者聲也　言聞聲知情　按聲聖字古相段借（此終りの一句は後に例を擧ぐべし、）（以上段注說文）

といへり。又王筠は

風俗通、聖者聲也　通也　言其聞聲知情　通於天地　調暢萬物　白虎通　聖者通也　道也　聲也　道無所不通　明無所不照　聞聲知情　書無逸　此厥不聽　漢石經　聽作聖　汗簡　耶字　釋云　聽亦作聖　無書逸（以下、引く所後に至りて必要あり、着目をもふ）（以上說文句讀）

と云へり。此王筠の注は、殊更に說文の訓に近きを擧げ、其他を避けたるものと見えて物足らず思はる。朱駿聲は

按耳順之謂聖　彼教所言　耳根圓通　亦此意　管子四時　聽信之謂聖（これにも聽と聖とを連言せり、後に論あり、注目あれ、）書洪範　睿作聖　傳、于事無不通謂之聖（然らば耳順のみにはあらざる也）……（此間前の引く所と重複したるもの又は、さまではと思はるゝもの省く）……禮記、鄕飮酒義、產物者聖也（これ又着目すべし、以下の所引皆然也、）樂記　作者之謂聖　楚語　其聖能光遠宣朗　大戴、四代　聖知之華也（これ等は皆必ずしも通也の訓に合せず、然るに曰く）按春秋以前所謂聖人者通人也（と斷じ、又曰く〔轉注〕以下引く所は六書の轉注なりと標記したるなり、凡そ朱駿聲の轉注するものは、全く誤解に出でたるものにて、從ふ可からざるものなり、轉注の正解は、前卷百二、三頁に見えたり、彼此參照して判ぜよ、）白虎通、聖人、禮別名記　萬傑曰聖　禮記、禮運、疏引辨名記　萬人曰傑　倍傑曰聖　孟子大而化之之謂聖　聖而不可知之之謂神　僞爲謨　乃聖乃神　荀子禮論　聖人者道之極也　賈子、大政　聖人也者賢知之師也　韓非、揚權　能象天地　是謂聖人（以上を擧げて、此等は皆許訓と合せず、仍つて以爲く）按戰國以後所謂聖人則尊崇之虛名也（としたり、前に按春秋以前所謂聖人者通人也と云へるに見合せて、朱氏が解する所を知れ、）又、後漢班彪傳注　聖船謂天子也　列子、黃帝　仙聖爲之臣　注、治世之名……〔聲訓〕……禮記、鄕飮酒義　聖之言生也（說文通訓定聲）

といひ、また桂馥は曰く、

通也者廣雅同……白虎通、聖人篇　聖者通也　道也　聲也　道無所不通　明無所不照　聞聲知情　與天地合德　日月合明　四時合序　鬼神合吉凶　洪範　睿作聖　傳云　於事無不通謂之聖……（此間に無逸を引きて論ぜる一條あり、）

（今思ふ所ありて爰に省き後に別出して愚見を附す、）……説命　后從諫則聖　馥謂　從諫不逆於耳
大傳　思之不容是謂不聖　注云　心明曰聖　孔子説休徵曰　聖者
通也　（此説命以下は聖字の耳に從へる所以をよく悉しくも明かにし得たるものと思はる、前の段氏が耳順説參照）　大戴禮、有
倮之蟲三百六十　而聖人爲之長　鄉飲酒義　仁義接賓主有事　俎豆
有數曰聖　注云　聖通也　所以通賓主之意也　家語　聖者德合天地
變通無方也　傅子　聖人之通如天地　諸子之異如四時　四時相反　天
地合而通之　神異經　西南大荒中有人　知河海水斗斛　識山石多少
知天下鳥獸言語　知百穀可食　識草木鹹苦　名曰聖　一名先通　一名
無不達　（所言神怪なれど、聖の別名は興味あり、好笑）　姚信士緯曰　聖人窮神知化　獨見先識
王觀國曰　古之人　精通一事者　亦或謂之聖　漢張之精草書　謂之
草聖　隨劉臻精兩漢書　謂之漢聖　唐衞大經邃於易　謂之易聖　嚴子
卿馬綏明　皆善圍棋　謂之棋聖　張衡馬忠　皆善刻削　謂之木聖　蓋
言精通其事　而它人莫能及也　（此言當らざるにはあらざるも、また自ら未だ究からざるものあるを思ふべし、後に論ずる所を俟つべし）
從耳者　楊愼曰　聲入心通之謂聖　故其字从耳　（此亦段氏の耳順説と相ひ俟ちて、耳に從へる所以の一端を知り得べし）
諡法　聖聞周達曰昭　〔説文解字義證〕

以上の四家以外、なほ他にもあれど、大同小異なれば省きたり。（卜辭彝銘の文に關する諸家の説は後に見ゆ、）

さて以上を通覽して先づ覺ゆるは、許氏の訓に合せしめんと努めたる痕跡の著しきこと是なり。元來許書の注解なれば、勢ひ此傾向あるは止を得ざる所なるべけれど、説文は固より周史の正統を傳承したるものにもあらざれば、經書の注疏と自ら異る所ありて然るべしと思はる、（近くは許書を小學の經書とするものもあれど、そは餘りに尊信に過ぎたるべし、）されば強いて通也の訓に泥せず、廣く他の訓、及び成語をも引き出して之を辨ぜば、一層後學に益あるべきをと思はれて可惜し。四家の内、段氏は流石に其弊尤も少なく、王氏稍甚し、而して通也の訓を尤も明瞭ならしめたるは桂氏にして、許訓を淺解し、妄斷を敢てしたるは朱氏（駿）なり。そは兎もあれ、四家の注解にて、説文の訓じたる、通也の意義はよく判明したり、然れども、なほ耳に從へるの故を以て、聖字の解を得んとするは、未だ充分ならざるものゝ如く、釋然として首肯し難きものありて存するは、果し

て何故ぞ。

右は説文及び四家の注解に對する吾人の讀後感なるが、元來聖字に對する吾人の概念は、説文の解する所と、根本的に合せざるものあるなり。説文通也の訓の如きは、纔に吾人の概念に存する『聖』の一端に觸れたるに過ぎずして、吾人の知らんと欲する所は其全躰にあるなり、吾人の概念に存する『聖』の全躰なるものは、譬へは眼耳舌身意を具備したる聖人を指すなり。而して吾人の知らんと欲する所は『聖』字を通じて、直に聖人に接し、以て赤裸々たる全躰を覺得し感悟せんとする、切なる願望に外ならざるなり。然るに許氏の吾人に與ふる所は、纔に聖人の『耳』に過ぎず、敎へらるゝ所は『耳順』に外ならず。孔聖曰く「五十而知天命」「六十而耳順」「七十而從心所欲不踰矩」と、耳順は天命を知るの後にあり、其境に達し難きこと知るべく、其境の敬すべきや思ふべし。而もなほ心の欲する所に從ひて矩を踰へざるの前にあるなり。知るべし耳順、豈聖人の全躰ならんや。許説に對する吾人の不滿は蓋し爰にあるなり。試に之を許説以外に索めんか、例へば朱氏が引ける孟子の言に「大而化之、之謂聖、聖而不可知、之謂神」の如き、荀子の、「聖人者道之極也」の如き、韓非の、「能象天地　是謂聖人」の如き類は、皆聖字に對する吾人の概念に合致するものにして、然も許氏の訓、及び聖字の耳に从ふ所以とは、相去ること甚だ遠く、殆んど合致せざるものなり。爰に於てか朱氏之を妄斷して、戰國以後に於ける尊崇の虚名なりといふに至れり。抑も吾人の得たる聖字に對する概念は、易、書、詩、周禮など戰國以前の諸經（今時此等の諸經を以て戰國時代の作と為す説流行しつゝあり、此の如きは余の與せざる所なり、今論ぜず、）を通じて養成せられ、認識したる所のものにして、決して戰國以後の書を讀みて、而して後ち得たるものには非ざるなり、況んや戰國の書と雖も其用語なる『聖』の如きは、同代の故訓を學び、之に養成せられたるものなるおや。されば許氏の聖に訓じて通也としたる所以は、字の耳に从へるに因り、之を採りて首たる訓とし用ひたるものにして、聖字の全義を示したるものにはあらず唯纔に其一端を擧けたるに過ぎずと解し、更に進みて攷究せざる可らざるを信ずるものなり。

如上の見地に立ちて更に一考するに、聖字从ふ所の口と王は、合して呈と

なる、故に許氏は呈聲といひ、呈は唯字の聲を示すに過ぎずと爲せり。前の四家皆耳を云々して、呈に言及せざりしは此故なり。然れども呈は、

【說文口部】呈 平也 从口壬聲 此訓また普通と異なる、詳は壬字下に見ゆ。

とあり、呈の聲は實は壬にあること明かなり、然らば則ち呈壬同聲なり。若し聖字果して呈を以て聲字とし、他に意味なしとせば、字を制するとき、何の故にか壬を用ひずして呈を用ひしや、徒らに呈の多畫を用ひんよりは、寧ろ壬に从いて〔耳壬〕に作るの簡便なるに若かず、然るに字は必ず耳口壬を以て成れるものは、必ず其理由なかる可からざるなり。許書に聲字なりとするもの、往往此例あり、然るに余の寡聞なるが故か、此點に關し疑問を挾みたる說あるを聞かず、且つ夫れ許書に所謂聲字なるものにして、全く義に關せずとせば、同聲の字を以て任意に字を作り得べき理なり、此理は亦た以て聖を〔耳壬〕に作るも可なりとの說を立て得べし。然も亦た曾て此疑難あるを聞かず。余が茲にかく言ふものは獨り聖字に就きて云々するにはあらず、許書の所謂某聲とあるもの總に對する疑問なり、換言すれば說文家の言ふ六書の形聲に就ての根本的疑問なり、序なれば附記して同好の士の參に供す。茲に於てか余は讀者と共に、進んで聖字を彝銘卜辭に索め、古形に徵して之を考ふべし。

是に先だちて爰に記し置くべき一條あり、そは前に掲げし桂氏が義證の中に、書多方の誤譯古文を隸書に譯せる際のを指摘したる卓說あり、こは本論に必要あり、まして經書を繙く學徒にありては看過すべからざるものなればなり。左に之を摘記して桂氏が慧眼を傳へ、且つ本論後段の參考に供すべし。

無逸 此厥不聽 漢石經 聽作聖 汗簡 〔耳口〕字釋云 聽亦作聖 多方 罔可念聽 傳云 事無可念 言無可聽 案上文 惟聖罔念作狂 惟狂克念作聖 則念聽當爲念聖 謂紂不念作聖也

桂氏の說、如何にも理あり、試に書多方の此一條を熟讀するに、正しく桂氏の說の如く、念聽とある聽字は、當に聖字に作るべきものなること明瞭なり、桂氏の說は確乎として易ふ可からず。

是に由りて更に推ずるに、聖聽二字の混亂は、書多方のみにあらず、桂氏及び王氏も指摘したる如く、書無逸にも此例あり、其他なほ此類あり、後に見ゆ、加之汗簡の耳部には〔耳口〕字ありて聽亦作聖といへるに由れば、自ら左の如き三條の疑問を生じ來るなり。

(一)、古文聖聽の二字は、原と或は同字なるにはあらざるか。

(二)然らざるも其字極めて相ひ類似し、一見辨別し難きものにはあらざるか。

(三)汗簡によれば、古へ耳に从ひ口に从へる聽字あり、此字或は聖字なりともいふ。然らば説文呈の聲（聲或は壬の聲も共に）は消滅すべき疑ひを生じ來る。

吾人は次章に於て、將に殷周の真蹟に就きて之を討尋せんとす、空しく先づ如上の疑問を抱懷し、以て之に臨まば、古字の形義を觀察するに當り、庶幾くは其眼光の犀利なるを得んか。

其二　――殷周に於ける聖聽二字を觀察して字の本義に及ぶ。

彝銘に見ゆる聖字、甚だ多からずと雖も、然も乏しきを憂へず。今最も説文體に近きものより掲出せんに、

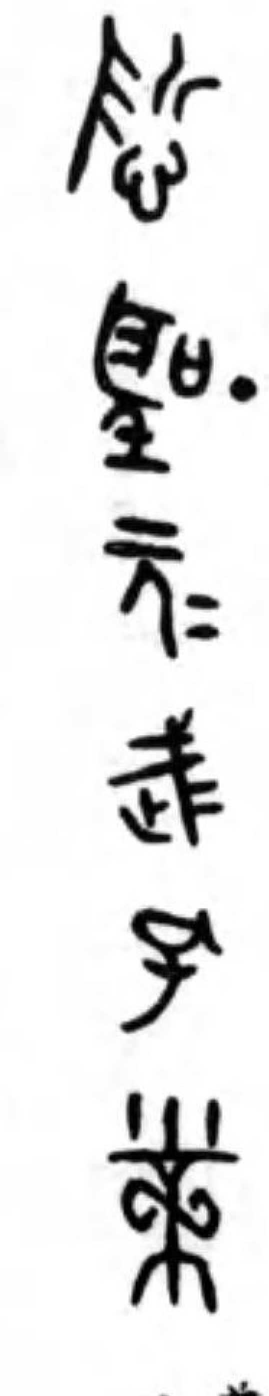

曾伯黍簠　奇觚
哲聖元〻武〻孔業
則ち哲聖元武、元武孔業なり、

同上別范　積古に同じ
銘錄同　奇觚

虘伯霸敦、哲聖元武、攀古、

楚子孫遣諸鐘、銘語、肅悊聖武、攀古、

齊子中姜鎛、銘語、聖叔聖姜、攀古、

此銘語に就きては張孝達の住説あり、聖聲の通用、及び聖と聽とに言及せるものなれば、掲出して參に供すべし、文中「……」は前章四家の中に引用しある語句なり、重複の繁を避けたるなり。張孝達曰、聖叔聖姜、即聲叔聲姜、聖本字、聲段借字、聖字本從耳得義、説文、……風俗通、聖者聲也……白虎通、……故聽字當從聖省聲、（此考餘程近けれど當らず、そは後に明かなり）何以知之、據尚書此厥不聽、漢石經、聽作聖、知之也、春秋文十年、小君聲姜、左、穀作聲、獨公羊作聖姜、此古文古義、未盡淪沒者、東晉孔晁不達其旨、遂於諡法解既標記聖字、又增聲字、一驗、從爲之辭、大謬矣、公羊孤義、得此鎛乃益明、と。以上は攀古樓鐘鼎款識に引けるものなるが、此にも聖聽二字に密接なる關係あることを推量しをれり。殊に聲姜の本字は聖姜なること、及び聖聲二字の住々通用したることを確實に爲し得たるは善し。

以上は最も説文體に近きものなるが、(一)銘語は其文義に於ても明かに聖と讀むべきものにて、一も聽と讀むべき疑ひあるものなきこと、(二)耳字の形は説文形と異れど、なほ古文戸字の小變なるは同一なること（説文の戸は戶、耳は𦔮、古文の戸は冃冃冃に作れり、而して耳は本文聖字の从へる所を見て知るべし、戸は家の門戸にて、耳は人の門戸なればなり、故に説文には、戸に次ぎて門を出し、門に次ぎて耳を出せるなり。）(三)説文に、耳と呈の合文として解したれど、其實は耳口と壬との合文と見るべきもの、如し。而して耳口は説文に昇あれど、果して同字なるや否や、遽に斷ずべからざること。――なほ次に其異形を觀察しゆかん。

次は壬に从はずして、人に从へるものあり、此文は則ち耶に从ひ人に从ふものなり。

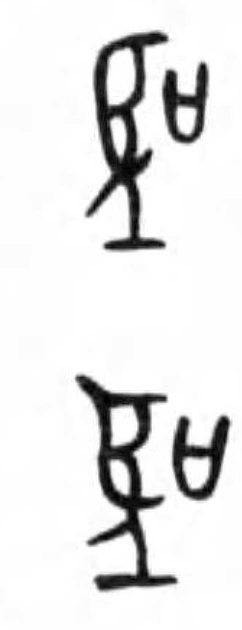

師𩚁鼎、銘語、文考聖公、文母聖姫、據古、

二文並びに〓を〓に省略したれど上揭に異ることなし。

克鼎、銘曰、巠念厥聖、據古、

井人鐘、銘曰、憲聖、據古、

此銘、巠念厥聖とあるは按ずるに前に引ける書多方の念聖と同意なり、此用語蓋し當時慣用したるなり。

右は念聖連文なり、是即ち書多方に隸書して、聽となせる原形と同じ形なりとして一考すべき價値あるべし。

(甲)

齊侯壺、奇觚、此器或は壺、又は鐘となす、今姑く原書の稱呼に從ふ、檢索の便のみ、此器異范あり、今(甲)(乙)二種に分ちて揭ぐ、各搨本一ならず、各出入あり注意

同上、銘文同、據古、

同上、從古、

同上、金文存、

此文〓は〓の缺損なるべし。

(乙)

同上、別范、下同、銘文同、據古

同上、筠清館、

同上、從古

右の如く齊侯壺に二范あり、便宜に(甲)(乙)に別てり、各、其字形略、相似たり。然るに又異文あり、左の如し。



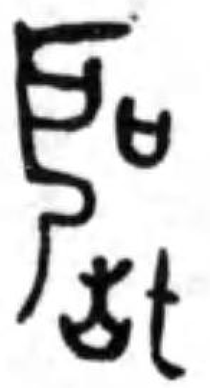

同上、靈壺齋本、此字形は(乙)と同じ然るに

同上、同上、此器は(甲)に屬するものなるが字形は全く異れり、是れ同器にして又異范なるものなり、此字形〓に作れるを注意、

○右齊侯壺銘の五字を吳氏大澂は聽命于天子と釋す、其說に曰く古聽字从聖从十口、聖人能兼聽也、聽从十口、相从十目、視明聽聰也といへり、然るに劉氏心源は右を聖字なりとし、聖聽通用なりとせり、其說次條に揭ぐ。

然るに又一形の異るあり、銘語或は聖と爲し、或は聽となせり。

大子丁學鼎、銘曰亞聖、古籀篇引、虔凡樓、

父丁觚、奇觚、銘曰、天子聖(聽)乍(作)父丁觚、

大保敦、銘曰、聖(聽)敢厥反、奇觚

劉氏大保敦の銘下に曰く

〓或釋班、或釋启、皆非、此字从耳从口乃聖省、古文聖聽通用、樂記小人以聽過、釋文聽本作聖、廣川書跋、泰山篆皇帝躬聽、史記作躬聖 前に引ける聖聽混亂の例、更に多きを加へたるを見よ 齊侯壺、聖命于天子、以聖爲聽、邾公牼鐘、子皆爲之〓、汗簡耳部、〓注云、聖實聽字也、凡古刻聖字从〓 齊侯壺聖命于天子 从〓 曾伯𩰫簠𠂤聖元武 說文云、聖从耳呈聲、說邾公牼鐘聽字、知聖字从壬从耶、耶古文聽字、此云聽叡人反、 〓を人と釋したるは誤

り也、〓〓は説文の乎字、今厥字を用ゆ、聽者聽其自便、呂覽樂成寡人盡聽子矣、注、聽從也、父丁觶
天子〓作父丁彝、亦此字此義、𢧵讀徂云々 劉氏此下に次ぎて𢧵人征人也、反即返としたるは誤りなり、詳省く、
劉氏の説、〓を以て古聽字と斷じ、古文は聖聽二字通用なりとす、所論鑿々として明證あり、唯憾むらくは聖聽の原義未だ明詳ならず。蓋し劉氏以爲らく、此文耳に从ひ口に从ふ、故に聽字なりと、直截は可なりと雖も精義は則ち未し。按ずるに聽とは聞きて之を審かにし、衷心許容し與に安んずるの義なり。
今〓字を視るに、〓は〓(耳)と十との合文なり、十は正也十は四方の正位而して丨と通用並びに前に詳述したり、〓なるものは人言にして天の理なり、〓は中、史、哲、などの从へる天測の法理、詳は亦た既に述べたり 天に口なし人を以て言はしむとは亦た此義なり、而して〓は天理人言、正耳の中に容り納まるの象なり。古聽字制作の原義明瞭なりといふべし。
古聽字の義は斯の如し、此聽の原義はまた聖の一端に通ずべしと雖も未だ以て聖の全義と爲すに足らず。
然るに古聖字また一の異體あり、然も此一體たる先輩皆之を輕々に看過したるもの、如く、未だ曾て之に關する説を聞かず、其異體左に揭ぐ、



聖 寗磬、銘曰子聖 盡巧、薛氏、
聖 同上、攷古、
此聖字耳に從はず、目に从へり、而して二書同じ、然るに近出の朱刻薛氏本なるものあり、此書の銘文筆意を見るに疑らくは後人の偽、巧みに聖に作りて耳字に近からしむ、他字にも亦た此例多し、却つて信ずべからず。(學報第四號字攷五十三頁に薛氏の異本四種を比較したることを言へり、其實は主として此朱刻本を卸けたるを言へるなり)

〓 師訇(舊作退)敦、銘曰、聖祖考、薛氏
此聖もまた目に从へり、而して下は木に從ふ、然るに朱刻薛氏妄りに私意を以て〓に作り、上形を耳に近からしめ、之が爲に下形を辨ずべからしめたり、なほ次を見るべし。

此聖字の左形、上位天目に从ひ、下位地午に从へり、然も異本あり、眞形遂に斷定し難かりしなり 然るに卜辭に左記の聖字を獲るに至りて、目に从へる前二器の各體は、皆其眞形にして、決して誤寫に成りしものに非ざることを確認し 同時に朱刻本の偽を知り得たり。

鐵雲藏龜、三倍展大、本書第四冊、形字攷六頁參照、
此原拓は鐵雲藏龜(但し近く羅氏が釋を付して再版したるものは明かならず)殷虛書契、戩壽堂殷虛文字、三書並びに之を載せたり、而して各書別拓なり、僕三書を比較するに、此聖字戩壽堂最も鮮明、鐵雲之に次ぎ、書契最も明かならず、殊に左邊の丨形を然りとす、且つ此書中別に〓字あり、(此字のこと後にいふべし)故に羅氏之を目に从ひ口に从へるものと同一視し、隸釋して𥃩となせり、王氏よくも考へず之に從ひて「𥃩疑人名」と云へり、

此字また上位天目に从ひ、下位地午に从へり。丨木同じ、本書第一巻午字第一表、第十、及び、本書第三巻、甲表第10を見て知るべし。丨が何故に然るか、本書即ち第十九巻に至りて明詳なるべし。即ち〓と同字同義なることを知るべし。而して其口に从ふものは哲、知、智、和、周、などの口に从へると同義なり。是れ即ち六書

徳も亦た午に从ふ

天文、人文の文は文字攷に詳なり、文も亦午に从へり、

の所謂轉注なり。哲、知、等は或は既に前に見え、又後に說く、然らば則ち知𠮷なるものは、目天位大處高處にあり、明哲以て陰陽を地に視、四方を正し、天時を調へ、地に布き民に施すの象事なること明白なりといふべし。聖字或は目に从ふ所以察すべし、故に古書聖人を語るに見といひ觀といひ、覩といひ、視といひ、目といへり。

【易文言】聖人作而萬物覩とあるものは【大戴記】所謂聖人者、知通乎大道、應變而不窮午は大道也變也又動也能測萬物之情性者也、午は時也、時なる者は萬物盛衰の道、日は知也、故に萬物之情性を測るといへり、故に【禮記鄉飲酒義】聖之言生也といへり、以て文言の意を知るべし、又文言の觀字、者に从ふ、者は本書第四卷に見ゆ、參照して知れ、【繫辭下】天垂象見吉凶聖人象之、これ易のみを指せるに非ず、別に詳論あり、省く。「天象を垂れて吉凶」を示し、聖人之を見る、故に【管子四時】唯聖人知四時、不知四時乃失國之基、不知五穀之故國家乃路路は露也【莊子天下】以天為宗、以德為本、以道為門、兆於變化、謂之聖人とあるもの皆是なり、又【易賁彖辭】觀乎天文以察時變、觀乎人文以化成天下とあるは是れ即ち聖人の事、故に【孟子】大而化之謂之聖、聖而不可知、謂之神といへり。神は明也、聖人は十干を觀て能く其一を目すれども遂に一の一たる所以を知らざるこ【鄧析子】聖人寂然、無鞭朴之罰、莫然無叱咤之聲、而家給人足、天下太平、視昭昭、知冥冥、推未運、觀未然、故神而不可見、幽而不可見、此之謂也、此聖人を神に



【補】洪範に曰く、聽曰聰と、聽聰二字耳に从ひて義通ず、又曰く睿作聖と、睿は从目の字、此聖字必ず目に从ひて知或は𠮷なりしことを察し得べし。

し、却つて古意を損ぜり、然も未だ全く之を失はず。又立成器器は聖人の事、故に【繫辭上】立成器、以為天下利利字參照莫大乎聖人【莊子胠篋】聖人若天下之利器也斯の如きもの一々擧ぐるに堪えず、唯皆字義に合することを見よ、

聖字目に从ひ、或は耳に从ふ、故に耳目を併せ言ふものあり。

【新語】聖人……行合天地、德配陰陽午は行天地に合し、德陰陽に配すべし、耳聽八極、目觀四方とあるものは蓋し【書舜典】明四目、達四聰、とあるもの是に由り思ひ出されて一笑をによれるべし。備すものは【列子仲尼】……陳大夫曰、吾國亦有聖人……老聃之弟子有亢倉子者、得聃之道、能以耳視、而目聽……云々これ聖字の目に从ひ、或は耳に从ひ、聖聽二字の紛糾より出でし寓言ならん。

以上によれば、聖聽は原と一字にして、二種の異文一は目に从ひ、一は耳に从ふ、ありたるに似たれど然らず。洪範五事。一曰貌、二曰言、三曰視、四曰聽、五曰思。貌曰恭、言曰從、視曰明、聽曰聰、思曰睿、恭作肅、從作乂、明作哲、聰作謀、睿作聖、と、聽聖明かに別あり、是れ殷末周初截然區別ありて未だ混亂せざりしことを證するもの也。

其三、……聖聽二字形體變遷系統表

聖聽二字の混亂、由來遠く且つ深し、故に辨別容易ならず。左に表を作り、二字形體の變遷を記し、之が系統を識すに至りて、初めて混亂の原因と、其次第とを察し得たり。字形及び注中には上來未發のものあり、熟覽を望む。

◇聖聽二字形體變遷系統表◇

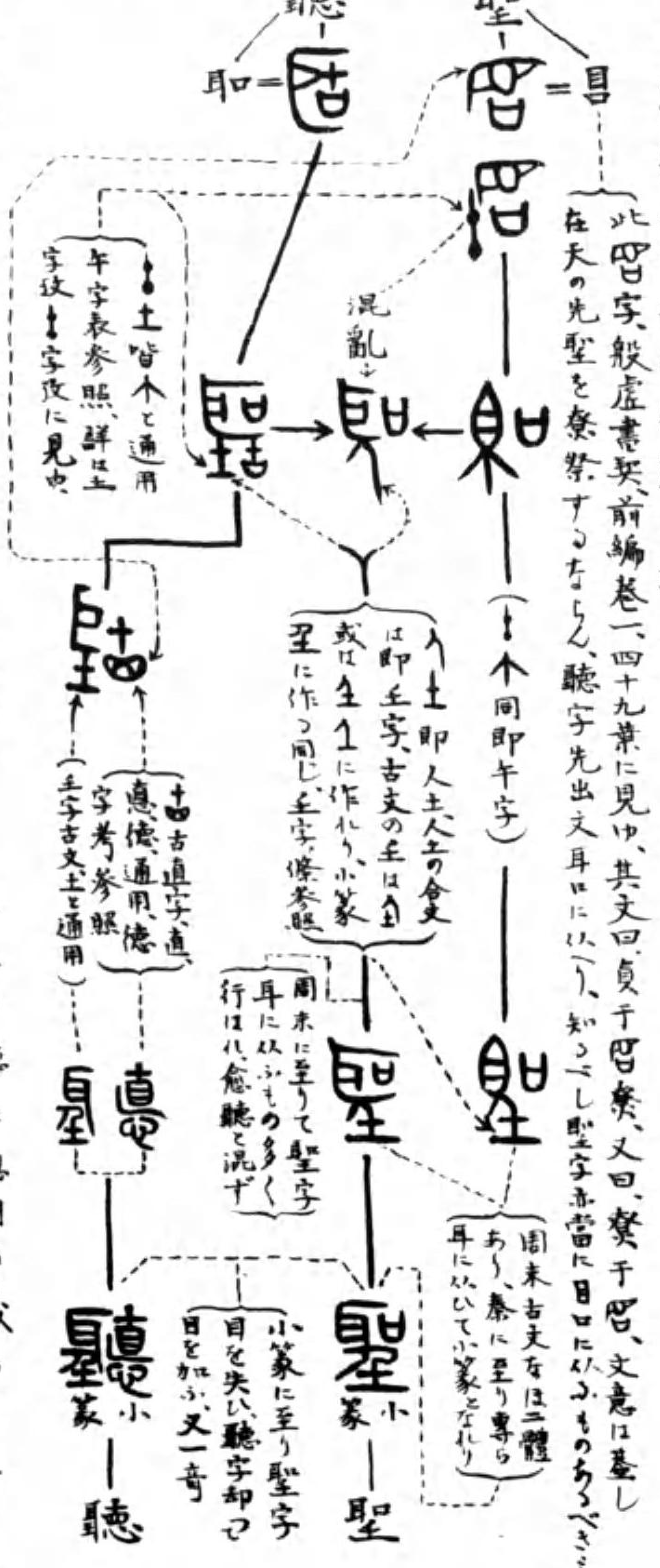


聖聽二字本來別あり、然るに聖聽本と同聲且つ聽に聽明の義あり、聖德の一端に合せり、故に或は𦔻を段借して聖となし、以て聰明を表するに用いたり、前の十三頁圖下の亞聖參照、此類皆當に聽と釋すべし、之を聖と釋し、聽と通ずとなせる劉氏の所見は轉倒せり今訂す。此實に字義混同の第一原因たりしなり、かくてかふるに字形の混亂紛糾あり、周末の轉寫を經て、漢隸また誤釋す、今本經書の二字混亂、其來由遠しといふべし。聽字なほ餘論あり、聽字など、共に耳字下に詳し

學倉篇第十巻終

不許複製
昭和八年九月十日印刷
昭和八年九月十四日發行
[illegible]以外
定價金參円八拾錢
著者　葛城理平
印刷所　横濱市中區花咲町五ノ一五二
同　市磯子區磯子町二三四
誠心堂印刷所
發行所　先周學會
振替東京五〇一七七番

# 會報 七

機倉刊行會

○史字攷一巻を聖字攷一巻漸く出來、例の長考遅筆、汗顔の至りであります。幸に史、聖二字の本源が明かとなり、且つ是に由りて史官其もの、本務、聖人の如何なるものかゞ判然し、些かにても索隱の一助たらば幾分か遅刊の御咎めも寛恕を得らるゝかと、勝手な考へやうを致す次弟であります。次回配本は愈、東洋倫理思想の根底をなす天命の命字を闡明したいと今より豫畜しております。此命字を中心として、本書未曾有の多數の文字の原由を解決せんと企て居ります、御期待を願つて置きます。

○今夏は暑氣酷烈、宛ら釜中にあるの感がありました。筆者は此命字に就て暑中御見舞を申上ない考で古書堆裏に執行を拋いても遂に其期を逸してしまいました、大塊疾くも轉じて、長夜短檠の下、繙巻繹讀の好季となりました、愈、御健勝を加へらるゝことゝ信じ、且つは禱る次弟であります。

此會報に筆を執る今日は、恰も九月一日、彼の癸亥の大震災十四週年の當日であります。回顧すれば今日は實に我が家の秦火ともいふべき大禍災でありました、當時母は壮健とは云へ八十三の老齢、尋常六年の長女を頭に三人の子供等、私は先づ何よりも母と子供等を安全の地に移さねばならぬ、然も諦めきれないのは、午字攷の原稿と、蒐集の卜版、及び滿巻朱書を加へ、且つ附箋して索引に便した十三經注疏、せめて是れだけはと、二階の書齋へ上ること再度に及んだが、棚上から落下した數百巻の書籍は、器具と混亂山積し、手の着けやうもなき有様で、稍、傾斜した家屋は、大なる餘震に動搖し、今にも崩壊せんとする、危險は迫る、―此時の心理状態は妙なものである、取出さうとした目的物が見當らなかつた為に、他の一物だに手にする考はなく、空手家族を伴つて避難したのであつた。―幾度か火に追はれつゝも幸にして家族一同は微傷だも受けず無事に一夜を持部山に露宿し、翌朝織子へと避難した。

○友人曾我部一紅氏(萬朝報記者)は多年蒐集愛藏の珍書を取り出さんとし、三度び危険を冒して書齋に入り、遂に不歸の客となつたのも、私と同時の出來事であります、君の悲惨なる最後を悼惜する毎に私の幸運を天の祐助と感謝する次弟であります。

○爾來十年今や多年の宿願たりし午字攷は更に擴充せられて機倉と本題し、茲に公刊の筆を執りつゝあることは、一に會員諸賢の御後援の賜賚として深く感謝する所であります。加之會員諸賢はよく本書刊行の所願を諒察せられ、十分なる研究の時間を與へられ、遅刊を重ねるをも咎められず、寛容以て大成を期待奨勵せらるゝことは、眞に私しの最大幸福として欣喜に堪えぬ次弟であります。震災十週年記念の當日に際し聊か所感を申述べた所以であります。

## 鳥跡譚

本會々員靜岡市の沖六鳳氏は書の大家として知名の士でありますが、今回書道雜誌「書」を發刊せられました、體裁内容(全國書道雜誌中にも)卓絶したもので、流石にと思はれる立派なものであります、今回同氏よりの懇請もだしがたく、八月號より表記のものを執筆することゝなりました、詳細は添付の案内物を以て一覧を乞ひ、御愛讀を給はらば、私の本懐之に過ぎたるはありません。

○本會々員大宮雲溪氏は本年の東方書道會に最優賞を獲得されました、氏は方に春秋に富む壮年紳士であります、前途の大成期して待つべく、厚く慶祝の意を表します

○本會々員菱沼ミ七氏は岩手縣氣仙郡綾里村に教鞭を執られ曾て三陸大海嘯の紀念碑に撰文揮毫もせられた有名な方であるが、今回又々海嘯の災禍に遭はれたが幸に無事であつたのは慶賀の至りであります、此程同地矢作川の清流中に産出した瑞雲自然石一枚を恵寄せられた、深く御厚誼を拜謝致します。

○東京農業大學の稲葉直峰先生は本書の愛讀者で同大學に備へ付けられた外自ら會員として参加せられ此程態々來訪懇到なる推奨激勵を給りました、深く敬謝。

## 次回豫告

◎第十一巻……午字第七形の研究。……影の移動顯晦を示せる文字……時間を示す文字……天時の災孚を示す文字 前例を破りて多數の此類字を蒐集闡明したるもの、

◎第十二巻……午字第八形の研究。……家屋形の文字に關する疑問と其解決……三令とは何ぞや……令命の文字と天命の解說……日月の交會を現はす文字……韓非公字說の誤 等々

終